

牛由来の原料を原料とした肉骨粉等の 肥料利用に関する手続きマニュアル

【第2版】

＜レンダリング事業者向け＞

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課
(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)

平成26年9月

目 次

1. 肉骨粉等の肥料利用について	1
(1) 肉骨粉等の肥料利用の一時停止までの制度の概要	
(2) 肉骨粉等の利用再開の経緯	
(3) 肉骨粉等として利用できる牛の部位	
(4) 肉骨粉等に必要な管理措置	
1) 摂取防止措置	
2) 原料加工措置	
3) 供給管理票	
(5) F A M I Cによる大臣確認等	
(6) 大臣確認が必要となる肥料の種類とその管理措置の内容	
(7) 立入検査等の実施	
2. 副産物原料を使用した肉骨粉等の製造に当たって遵守すべき事項	7
(1) 副産物原料の収集	
(2) 副産物原料の受入れ	
(3) 肉骨粉等の製造	
(4) 製品の出荷	
(5) 製品の輸送	
(6) 大臣確認手続き等の流れ	
1) 自主確認及び事前相談	
2) 申請書の提出	
3) 確認検査の実施	
4) 同行調査	
5) 確認書の交付	
6) F A M I Cホームページへの掲載	
7) 製造工程等の変更への対応	
(7) 肥料の登録	
(8) 保証票への記載及び包装容器への表示	
【 参考 】 どのような肥料が流通できるのか	19
【 別添資料 】	
I 関係法令等	22
II 供給管理票、申請書等の様式及び記載例	47
III 問い合わせ先	60

このマニュアルは、牛の部位を原料とした肉骨粉等を製造するレンダリング事業者が遵守すべき事項や具体的な手続きについて取りまとめたものです。

マニュアルの最新版や申請書類の様式については、F A M I Cのホームページ (<http://www.famic.go.jp>) に掲載していますので、実際の手続きに当たっては、確認の上ご利用ください。

用語の解説

《 基本事項 》

【肥料取締法】 肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和25年に制定された法律です。

この法律に基づき、肥料の生産又は販売を行う際には、その肥料の種類に応じた登録や届出等の手続きが必要となり、これに違反する行為は処罰の対象となります。

【特殊肥料】 米ぬか、堆肥など、農林水産大臣が指定する登録の不要な肥料をいいます。農家の経験と五感により簡単にその品質が識別できるような肥料又は品質が一定でない肥料で、蒸製骨、肉かす、骨灰等が該当し、生産を開始する2週間前までに都道府県知事への届出が必要です。

【普通肥料】 特殊肥料以外の肥料をいいます。普通肥料は肥料の種類ごとに公定規格が定められており、この規格に適合したものでなければ、原則として、業として生産及び輸入はできません。また、生産又は輸入を業として行う場合は、事前に農林水産大臣又は都道府県知事に銘柄ごとに登録を受ける必要があります。

【指定配合肥料】 専ら登録を受けた普通肥料を原料として配合された普通肥料であって農林水産省令で定めるもの以外のもの^(※)をいいます。指定配合肥料を生産する場合は、生産を開始する2週間前までに農林水産大臣（又は都道府県知事）への届出が必要です。

(※) 農林水産省令で定めるものは、肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号）第1条で以下の普通肥料を規定しています。今般の改正では、⑤を追加しています。

- ・次に掲げる普通肥料のいずれかを原料の一つとして配合した普通肥料
 - ① 事故肥料
 - ② 肥料の品質を低下させるような異物が混入された普通肥料
 - ③ 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された普通肥料
 - ④ 液状の普通肥料
 - ⑤ 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。）
- ・石灰質肥料又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料と当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。）を除く。）を原料として配合した普通肥料
- ・配合に当たって肥料の品質を低下させるような異物を混入した普通肥料
- ・配合に当たって組成均一化促進材等の材料（農林水産大臣が定める固結防止材を除く。）を使用した普通肥料

【複合肥料】 肥料の三要素（窒素、りん酸、加里）のうち二つ以上を含む普通肥料（有機質肥料を除く。）をいいます。

【生産業者、輸入業者、販売業者】 「生産業者」とは、肥料の生産（配合、加工及び採取を含む。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、肥料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、肥料の販売を業とする者であって、生産業者及び輸入業者以外の者をいいます。

【公定規格】 肥料取締法に基づき、普通肥料の種類ごとに農林水産大臣が定める規格です。肥料の種類ごとに「含有すべき主成分の最小量（％）」、「含有を許される有害成分の最大量（％）」、「その他の制限事項」などが規定され、これに適合していることが登録を受ける条件となります。

【FAMIC】 農林水産省所管の独立行政法人農林水産消費安全技術センターです。大臣登録肥料の登録申請の受付、大臣確認の申請受付、肥料の生産業者等に対する立入検査等を行う機関です。

【立入検査等】 肥料取締法に基づき、農林水産大臣又は都道府県知事の命令により、その職員又はFAMICが肥料の生産業者等の事業場に立ち入り、業務に関する帳簿類等の検査、関係者に対する質問並びに肥料及びその原料の検査のため収去を行います。化成肥料など農林水産大臣への登録肥料を生産する事業場へはFAMICが、肉骨粉など都道府県知事への登録肥料を生産する事業場へは都道府県の職員が立入検査を実施します。なお、立入検査は原則無通告で実施されます。

《 肉骨粉等関係 》

【牛由来の原料】 牛由来の原料とは、原則として、牛の体に由来する原料をいいます。
なお、牛ふんは含みません。

【肉骨粉等】 牛由来の原料を原料として生産される以下の肥料をいいます。

〔特殊肥料〕 蒸製骨、蒸製てい角、肉かす、牛毛くず、骨炭粉末、骨灰、にかわかす、堆肥、発泡消火剤製造かす

〔普通肥料〕 被覆窒素肥料、副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、液体りん酸肥料、熔成汚泥灰けい酸りん肥、加工りん酸肥料、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料、熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料、家庭園芸用複合肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料、水産副産物発酵肥料

【肉骨粉等生産業者】 肥料取締法に基づき、牛由来の原料を原料として肥料を生産する業者が該当します。

【(大臣確認における) 牛の部位】 牛由来の原料のうち、脊柱等の混入に係る大臣確認が必要なものをいい、次に掲げるもの以外のものが該当します。

- ① 食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉、骨及び臓器
- ② 皮、毛、角及び蹄

【SRM (特定危険部位)】 牛の扁桃及び回腸 (盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。) 並びに月齢が30月を超える牛の頭部 (舌及び頬肉を除く。)、脊髓及び脊柱が該当します。

【脊柱】 牛の脊柱 (背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。) をいいます。

【脊柱等】 牛 (月齢が30月以下の牛 (出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。) を除く。) の脊柱及びと畜場法 (昭和28年法律第114号) 第14条の検査を経ていない牛の部位をいいます。

【副産物原料】 このマニュアルにおいて、牛の脊柱を取り扱うカット場等、食肉処理業者から排出される肥料原料となる牛の部位をいいます。

【管理措置】 牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取に起因して生ずる家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより行う措置をいいます。具体的には、摂取防止措置又は原料加工措置、肥料の原料の流通行程を管理するための措置等があります。(詳細は p 34の⑤の告示に規定されています。)

【摂取防止措置】 肥料を生産する際に、農林水産大臣が指定する摂取防止材を使用する方法、化学肥料等を配合時の全原料の重量に占める割合の50%以上配合する方法又は動植物質以外の原料で被覆する方法により、牛等への摂取を防止する措置をいいます。

【摂取防止材】 農林水産大臣が指定する牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止する材料であり、現在は、消石灰、とうがらし粉末、パームアッシュの3種類が指定されています。なお、摂取防止材を使用した場合は、保証票に材料の種類、名称及び使用量を記載する必要があります。(詳細は p 36の⑥の告示に規定されています。)

【原料加工措置】 家畜の伝達性海綿状脳症の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工のことで、次に掲げる方法のいずれかにより行う措置をいいます。また、その加工の工程については、農林水産大臣の確認 (大臣確認) を受ける必要があります。

- ① 空気を遮断し、800℃以上で8時間以上加熱する方法
- ② 空気を流通させ、1,000℃以上で燃焼する方法
- ③ 1,000℃以上で熔融する方法
- ④ アルカリ処理（水酸化ナトリウム溶液又は水酸化カリウム溶液と混合して85℃以上で1時間以上行う処理で、混合後の溶液中の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの濃度が2.3 mol/L以上のものに限る。）
- ⑤ 133℃以上及び3気圧以上で20分間以上蒸製する方法

【供給管理票】 肥料の原料の流通行程を管理するための措置であり、供給管理票には、「原料供給管理票」と「肥料原料供給管理票」の2種類があります。「原料供給管理票」は、原料収集先が肉骨粉等の生産業者に対して副産物原料を出荷する際に交付するものです。「肥料原料供給管理票」は、牛の部位を原料とする肉骨粉等の生産業者が、摂取防止措置又は原料加工措置を行っていない肉骨粉等を肥料原料として他の肥料生産業者や販売業者に出荷する際に交付するものです。

【大臣確認】 牛の部位を原料とする肥料の製造について生産業者から製造工程の確認申請があった場合、農林水産大臣の指示により、FAMICの検査担当職員が当該生産業者の製造事業場に入って行う「牛由来の原料を原料とする肥料の製造工程（原料加工工程）に関する基準」及び「牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準」（詳細はp39の⑩の告示に掲載しています。以下「製造基準」といいます。）に適合しているかの確認検査です。

【同行調査】 大臣確認の申請者（以下「確認事業者」といいます。）と原料収集先が締結している副産物原料の収集に係る契約が適正に履行されていること等について、地方農政局又は地域センター（以下「地方農政局等」といいます。）の職員が確認事業者に同行して行う原料収集状況の調査・確認のことです。必要に応じて改善に係る助言等を行います。

1. 肉骨粉等の肥料利用について

(1) 肉骨粉等の肥料利用の一時停止までの制度の概要

これまで牛由来の原料を原料とした肥料については、牛海綿状脳症（以下「BSE」といいます。）の発生を契機として、牛用飼料への流用・誤用を防ぐ観点から、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号生産局長・水産庁長官通知）及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け生畜第4104号生産局長・水産庁長官通知）によって、蒸製処理やアルカリ処理等の一定の処理を施したものを除き、その製造及び工場からの出荷の一時停止を要請してきたところです。

(2) 肉骨粉等の利用再開の経緯

BSEの発生から10年以上が経過し、飼料規制、特定危険部位（以下「SRM」といいます。）の除去及びBSE検査を徹底することにより、近年BSEの発症頭数が大きく減少し、牛由来の原料を利用した肥料の利用によるBSEの発生リスクも大きく減少してきました。

また、食品安全委員会のBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価を受けて、「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則」（平成14年厚生労働省令第89号）等が平成25年2月1日に改正され、牛に関する国内の検査対象月齢及び輸入の月齢制限を30月齢超（月齢が30月以下（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのもの）以外のものをいいます。以下同じ。）に緩和すること並びに脊柱等のSRMの範囲を緩和することとされました。

これらの見直しを受けて、これまで出荷を一時停止していた牛由来の原料を原料とする肉骨粉の肥料利用の再開について、同年4月8日、食品安全委員会により、「管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、当該肥料は現行の牛の部位を原料とする肉骨粉を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではない」との答申がありました。

肉骨粉以外の牛の部位を使用した肥料（肉かす等）についても、同年7月1日及び11月18日に食品安全委員会より同様の答申がありました。

これらを踏まえ、牛由来の原料を原料とする肉骨粉等のうち、①当該原料由来の肥料へのSRMの混入防止措置、②家畜の伝達性海綿状脳症の発生の予防に効果があると認められる原料の加工並びに③牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置が行われたものについて利用を再開するとともに、肥料原料として使用可能な牛の部位を拡大します。

(3) 肉骨粉等として利用できる牛の部位

副産物原料を肉骨粉等の原料として利用する際は、30月齢以下の牛の脊柱と30月齢超の牛の脊柱（月齢が不明な牛の脊柱を含む。）が確実に分別管理されていなければなりません。このため、月齢による分別管理がされていない場合は、全ての脊柱を取り除かない限り、肉骨粉等の原料として利用することはできません。

詳しくは次の表の「肉骨粉等として利用できる牛の部位」をご覧ください。

《 肉骨粉等として利用できる牛の部位 》

混合していないか確認される牛の部位	30月齢以下	30月齢超
扁桃を除く頭部（舌及び頬肉を除く。）及び脊髄	○	×
脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）	○	×
扁桃及び回腸（盲腸と接続部分から2メートルまでの部分に限る）	×	×
と畜場法第14条 ^(*1) の検査の結果、疾病が認められた牛の全ての部位	×	×
死亡牛の全ての部位	×	×
上記以外（括弧内で除かれているものを含む。）	○	○

注1：「○」については肉骨粉等の原料として利用できますが、「×」は利用できません。

2：「×」の部位を取り扱う事業場については、「○」の部位との分別管理が必要です。

3：牛の月齢による分別管理ができない又は牛の月齢が不明な部位は、全て30月齢超の牛のものとして取り扱います。

4：この他、と畜場法やその他関係法令等により、利用が制限されている場合があります。

(*1) と畜場法（昭和28年法律第114号） 抜粋

（獣畜のとさつ又は解体の検査）

第14条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。

3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。（略）

4・5 （略）

6 前各号の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病

二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの

三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

7・8 （略）

(4) 肉骨粉等に必要なる管理措置

牛由来の原料を原料として生産される肥料は、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取に起因して生ずる家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置として、摂取防止措置又は原料加工措置、肥料の原料の流通行程を管理するための措置等の管理措置が行わなければなりません。（肥料の種類ごとに行うべき具体的な管理措置はp 5参照）

1) 摂取防止措置

牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取を防止するための措置です。具体的には、肥料を生産する際に、

- ① 農林水産大臣が指定する摂取防止材（消石灰〔全重量の5%以上〕、とうがらし粉末〔全重量の5%以上〕、パーマアッシュ〔全重量の10%以上〕の3種類のいずれか）を使用する
 - ② 化学肥料等（副産物原料から生産されたもの以外及び有機質原料以外の原料）を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する
 - ③ 動植物質以外の原料で被覆する
- という3つの方法があります。

2) 原料加工措置

家畜の伝達性海綿状脳症の発生の予防に効果があると認められる方法により原料の加工を行う措置です。具体的には、肥料を生産する工程において、

- ① 空気を遮断し、800℃以上で8時間以上加熱
 - ② 空気を流通させ、1,000℃以上で燃焼
 - ③ 1,000℃以上で熔融
 - ④ アルカリ処理（水酸化ナトリウム溶液又は水酸化カリウム溶液と混合して85℃以上で1時間以上行う処理で、混合後の溶液中の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの濃度が2.3 mol/L以上のものに限る。）
 - ⑤ 133℃以上及び3気圧以上で20分間以上蒸製
- という5つの加工方法があります。

なお、これらの加工工程が製造基準に適合しているか確認するため、大臣確認を受ける必要があります。

3) 供給管理票による措置

牛由来の原料を原料として生産する肥料において、上記の摂取防止措置又は原料加工措置が行われるまでの間、供給管理票により肥料の原料の流通行程を管理するための措置です。この供給管理票には「原料供給管理票」と「肥料原料供給管理票」の2種類があり、

- ① 原料供給管理票は、原料収集先が、肉骨粉等の生産業者に対して副産物原料を出荷する際に交付
- ② 肥料原料供給管理票は、牛の部位を原料とする肉骨粉等の生産業者が、摂取防止措置又は原料加工措置を行っていない肉骨粉等を肥料原料として他の肥料生産業者等に出荷する際に交付

することにより行います。なお、供給管理票の様式及び記載例はp 47及びp 48に掲載しています。

(5) F A M I Cによる大臣確認等

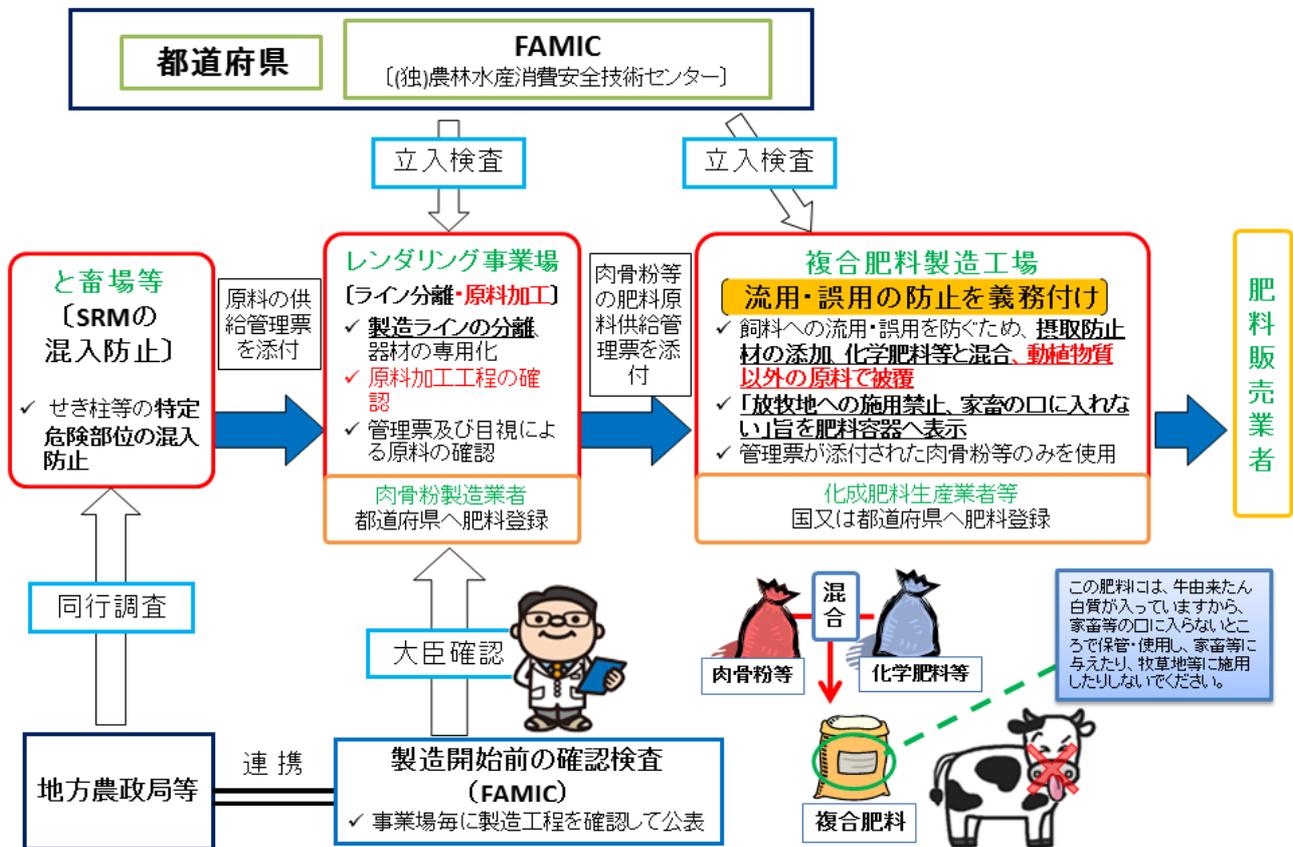
副産物原料を利用して肉骨粉等を製造する際には、副産物原料に牛の脊柱等が混入しないこと（以下「原料確認」といいます。）、必要な原料加工措置が適切に行われていること（以下「原料加工工程確認」といいます。）など、肉骨粉等の製造基準に適合しているか確認するため、農林水産大臣の指示により、F A M I Cの検査担当職員

が当該生産業者の製造事業場に入って検査する大臣確認を行います。

このため、副産物原料を利用して肉骨粉等を製造する際は、事業場ごとに大臣確認を受けてください。ただし、皮、毛、角及び蹄のみを原料として生産される肥料及び食用に供された肉、骨及び臓器のみを原料とする肥料は、SRMが含まれないと考えられることから、脊柱等の混入に係る大臣確認（原料確認）を受ける必要はありません。また、すでに大臣確認を受けている肉骨粉等のみを原料として肥料を生産する場合も、大臣確認を受ける必要はありません。

なお、副産物原料の収集状況については地方農政局等の職員が同行調査を行い、大臣確認の結果と併せて製造基準に適合していることが確認された事業場については、農林水産大臣から確認書が交付されるとともに、FAMICのホームページ（<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/index.html>）に事業場名を掲載します。

牛肉骨粉等の肥料利用に当たって導入する管理措置



(6) 大臣確認が必要となる肥料の種類とその管理措置の内容

大臣確認が必要な肥料と管理措置が必要な肥料は次の表のとおりです。牛由来の原料を原料として生産する肥料については、牛由来の動物性たんぱく質を含んでおり、飼料規制上、牛、めん羊、山羊及び鹿に与えることはできないため、肥料においても牛等に摂取されることがないように、次の表により大臣確認を受けるとともに、管理措置を行う必要があります。

なお、一度摂取防止措置又は原料加工措置が行われた肥料のみを別の肥料の原料として用いる場合は、以降の肥料の生産において管理措置を行う必要はありません。

〔特殊肥料〕

肥料の種類	脊柱等の混入に係る 大臣確認の要否	管理措置 ^(※1)	
		摂取防止措置	原料加工措置
蒸製骨	○	防止材	蒸製
蒸製てい角	×	防止材	蒸製
肉かす	○	防止材	
牛毛くず	×	防止材	
骨炭粉末	○	防止材	炭化
骨灰	○	防止材	灰化
にかわかす ^(※2)	○	防止材	
堆肥	○	防止材	
発泡消火剤製造かす	×	防止材	

〔普通肥料〕

肥料の種類	脊柱等の混入に係る 大臣確認の要否	管理措置 ^(※1)	
		摂取防止措置	原料加工措置
被覆窒素肥料	×	防止材、被覆	
副産窒素肥料	○	防止材、化学肥料	
液状窒素肥料	×	防止材、化学肥料	アルカリ
混合窒素肥料	×	防止材、化学肥料	
被覆りん酸肥料	×	防止材、被覆	
液体りん酸肥料	○	防止材、化学肥料	アルカリ
熔成汚泥灰けい酸りん肥	○	防止材	熔融
加工りん酸肥料	×	防止材、化学肥料	
副産りん酸肥料	○	防止材、化学肥料	
混合りん酸肥料	×	防止材、化学肥料	
肉かす粉末	○	防止材	
肉骨粉	○	防止材	
蒸製てい角粉	×	防止材	蒸製
蒸製てい角骨粉	○	防止材	蒸製
蒸製毛粉	×	防止材	蒸製
乾血及びその粉末	○	防止材	
生骨粉	○	防止材	
蒸製骨粉	○	防止材	蒸製
蒸製皮革粉	×	防止材	蒸製
魚廃物加工肥料	×	防止材	
乾燥菌体肥料 ^(※3)	○	防止材	
副産動物質肥料 ^(※4)	○	防止材	蒸製
混合有機質肥料	○	防止材	
熔成複合肥料	○	防止材	熔融
化成肥料	○	防止材、化学肥料	
配合肥料	○	防止材、化学肥料	
混合動物排せつ物複合肥料	×	防止材	
混合堆肥複合肥料	×	防止材	

成形複合肥料	×	防止材、化学肥料	
吸着複合肥料	○	防止材、化学肥料	
被覆複合肥料	×	防止材、被覆	
副産複合肥料	○	防止材	
液状複合肥料	○	防止材、化学肥料	アルカリ
熔成汚泥灰複合肥料	○	防止材	熔融
混合汚泥複合肥料	×	防止材	
家庭園芸用複合肥料	○	防止材、化学肥料	
下水汚泥肥料	○	防止材	
し尿汚泥肥料	○	防止材	
工業汚泥肥料 ^(※5)	○	防止材	
混合汚泥肥料 ^(※5)	○	防止材	
焼成汚泥肥料 ^(※5)	×	防止材	灰化
汚泥発酵肥料 ^(※5)	○	防止材	
水産副産物発酵肥料	○	防止材	

※1 管理措置

＜摂取防止措置＞

【防止材】農林水産大臣が指定する摂取防止材（消石灰〔全重量の5%以上〕、とうがらし粉末〔全重量の5%以上〕、パームアッシュ〔全重量の10%以上〕）を使用

【化学肥料】動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合

【被覆】動植物質以外の原料で被覆

＜原料加工措置＞

【炭化】空気を遮断し、800℃以上で8時間以上加熱

【灰化】空気を流通させ、1,000℃以上で燃焼

【熔融】1,000℃以上で熔融

【アルカリ】アルカリ処理（水酸化ナトリウム溶液又は水酸化カリウム溶液と混合して85℃以上で1時間以上行う処理で、混合後の溶液中の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの濃度が2.3mol/L以上のものに限る。）

【蒸製】133℃以上、3気圧以上で20分間以上蒸製

＜供給管理票による措置＞

複合肥料等の製造事業場に摂取防止措置又は原料加工措置を行っていない肉骨粉等を輸送する際には、必ず「肥料原料供給管理票」（別添資料（p48）参照）を添付し、複合肥料等の製造事業場において必要事項が追記された後、肉骨粉等生産業者へ回付される必要があります。

※2 皮革製造の際副産されるにべ及びセービングくずよりにかわを抽出した残渣。

※3 と畜場の排水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものについては、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）第1及び第2（p45の⑩の通知を参照）によることができます。

※4 ソリュブル（骨を原料として蒸製して得られるエキス（骨油）や蒸製骨粉を取り除いた残溶液（ゲル状のものも含む）又はそれを乾燥させたもの）を含む。

※5 工業汚泥肥料及び当該肥料を原料として生産される工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料又は汚泥発酵肥料については、当分の間、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）第1及び第2（p45の⑩の通知を参照）によることができます。

(7) 立入検査等の実施

肉骨粉や蒸製骨粉など都道府県知事への登録肥料を生産する事業場へは都道府県の職員が、化成肥料や配合肥料など農林水産大臣への登録肥料を生産する事業場へはFAMICが原則無通告の立入検査を実施し、これらの肥料が製造基準に適合して生産されていること等を確認します。

なお、都道府県知事へ届け出ている特殊肥料などを生産する事業場へは、都道府県の職員が立入検査を実施します。

2. 副産物原料を使用した肉骨粉等の製造に当たって遵守すべき事項

【 肉骨粉等の製造に当たってのポイント 】

① 副産物原料に牛の脊柱等が混入しないことを確認

肉骨粉等の原料として利用する副産物原料は、SRMが確実に除去され、原料供給管理票が添付されているものを用いてください。このため、脊柱が付いた枝肉を取り扱うカット場等から副産物原料を収集する際は、30月齢超の牛の脊柱（月齢が不明なものを含む。）が分別管理されており、それらが絶対に混入しないことを確認してください。

② 帳簿による管理状況の記録

副産物原料を使用した肉骨粉等の製造に当たっては、副産物原料の受入量、肉骨粉等の製造量及び出荷量などを記録し、8年間保存してください。

③ 摂取防止措置及び原料加工措置

牛の部位を原料とする肥料は摂取防止措置又は原料加工措置のどちらかの管理措置を行ってください。

④ 肥料原料供給管理票の添付

摂取防止措置又は原料加工措置を行っていない肉骨粉等を複合肥料の生産業者等へ譲渡等する場合は、トレーサビリティを確保するために「肥料原料供給管理票」を添付してください。

⑤ 大臣確認及び肥料の登録又は届出

肉骨粉等を生産して流通させるためには、大臣確認を受けた後に肥料登録又は特殊肥料の届出を行う必要があります。

⑥ 指定配合肥料の原料として出荷するための要件

摂取防止措置又は原料加工措置を行っていない肉骨粉等は、指定配合肥料の原料として出荷することはできません。（肥料原料供給管理票を添付した肉骨粉等は指定配合肥料の原料として使用できません。）

⑦ 「家畜等の口に入れない、牧草地等への施用禁止」を容器に表示

製造した肉骨粉等を農業者や肥料販売業者等へ出荷する際には、包装容器の見やすいところに、以下のとおり、表示してください。なお、知事登録又は届出肥料の場合の具体的な表示内容については、各都道府県にお問い合わせください。

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

⑧ 専用容器による輸送

複合肥料の生産業者等へ肉骨粉等を譲渡等する場合は、専用の容器を用いて輸送してください。

(1) 副産物原料の収集

副産物原料については、原料収集先においてSRMが確実に除去されている副産物のみを収集してください。このため、脊柱が付いた枝肉を取り扱うカット場等の食肉処理業者で発生する脊柱を収集する業者から副産物原料を受け入れる場合には、30月齢超の牛の脊柱（月齢が不明なものを含む。）が確実に分別され、それらが絶対に混入していない副産物原料が収集されていることを確認してください。

(2) 副産物原料の受入れ

① 輸送の容器

と畜場等の原料収集先から副産物原料を輸送するに当たっては、異物の混入を防止するため、専用の容器を使用してください。専用の容器とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋など、原料が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいいます。

なお、容器を専用化することがどうしても困難な場合には、容器の洗浄又は清掃を徹底していただく必要があります。このため、FAMICが行う確認検査の際には、洗浄方法又は清掃方法について確認します。

② 副産物原料の確認

副産物原料の受入れに当たっては、原料収集先において「原料供給管理票」（別添資料（p47）参照）が添付されており、供給された副産物原料の内容、数量等が「原料供給管理票」の記載内容に合致していることを、現場に設置した「製造・品質管理者」が自ら確認してください。

肉骨粉等の原料として肉骨粉等生産業者へ副産物原料を供給する業者は、その副産物原料に「原料供給管理票」を添付して、肉骨粉等生産業者へ譲渡する必要があります。

③ 受入記録の作成と保存

副産物原料の受入れに当たっては、原料収集先の名称、受け入れた年月日、供給された副産物原料の種類、数量等を記録し、受け取った日から8年間保存してください。

受入記録について上記の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録してもかまいません。

(3) 肉骨粉等の製造

① 製造工程の分離

副産物原料を用いた肉骨粉等を製造する工程は、肥料利用できない脊柱等の処理工程と交差しないよう完全に分離し、使用する器材についても、それぞれの工程で専用化してください。

② 摂取防止措置

肉骨粉等を製造する段階において、農林水産大臣が指定する摂取防止材（消石灰〔全重量の5%以上〕、とうがらし粉末〔全重量の5%以上〕、パームアッシュ〔全重量の10%以上〕の3種類のいずれか）を使用した管理措置を行うことができます。摂取防止材を使用した配合肥料の配合設計書とそれに対する保証票の具体的な記載

例は、p 20の【参考】どのような肥料が流通できるのか（その2）を参考にしてください。

$$\left[\begin{array}{l} [B / (A + B)] \times 100 (\%) \geq C (\%) \\ A : \text{肥料を生産する際に配合される原料の総量} \\ B : \text{摂取防止材の重量} \\ C : \text{摂取防止材として消石灰、とうがらし粉末を使用している場合は} \\ \quad 5\%、\text{パームアッシュの場合は}10\% \end{array} \right]$$

また、化学肥料等を配合時の全重量に占める割合の50%以上配合することによる管理措置も行うことができます。

化学肥料等との混合は、以下の計算式を用いて判断します。

$$\left[\begin{array}{l} [B / A] \times 100 (\%) \geq 50 (\%) \\ A : \text{肥料を生産する際に配合される原料の総量 (= B + C)} \\ B : \text{化学肥料等 (副産物原料から生産されたもの以外及び有機質原料以外の原料) の重量} \\ C : \text{副産物原料から生産されたもの及び有機質原料} \end{array} \right]$$

さらには、動植物質以外の原料で被覆する管理措置も可能です。

③ 原料加工措置

肉骨粉等を製造する段階において、農林水産大臣が指定する原料の加工方法（炭化、灰化、熔融、アルカリ処理、蒸製の5つの方法のいずれか）による管理措置を行うことができます。具体的な温度条件等については、p 3の2)原料加工措置に記載しています。

なお、原料の加工方法を管理措置として扱うためには、加工方法の温度条件等について大臣確認を受ける必要があります。また、すでに脊柱等の混入に係る大臣確認（原料確認）を受けている肉骨粉等であっても、原料の加工方法を管理措置として扱うためには、同じく温度条件等について大臣確認を受ける必要があります。

④ 製造記録の作成と保存

副産物原料を用いた肉骨粉等の製造に当たっては、副産物原料の種類及び数量、製造年月日並びに製造数量を記録し、製造した日から8年間保存してください。

製造記録について上記の内容がわかるのであれば、既存の資料を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録してもかまいません。

⑤ 製造・品質管理者

製造事業場においては、肉骨粉等が製造基準に従い適切に製造されるよう、実地に製造を管理する「製造・品質管理者」を任命し設置してください。

(4) 製品の出荷

① 出荷時に留意すること

肉骨粉等の出荷に当たっては、副産物原料を用いた肉骨粉等以外の原料又は製品が混入しないよう分別管理するとともに、肥料利用できない脊柱等が製品に混入しないようにしてください。

なお、(3)の②や③などの管理措置が行われていない肉骨粉等は単肥として利用できませんので、複合肥料等の製造事業場で製造する複合肥料等の原料としてのみ出荷できます。また、管理措置が行われていない肉骨粉等は、指定複合肥料の原料として使用することはできません。管理措置が必要な肥料の種類及び管理措置については、p 5 及び p 6 の表をご覧ください。

② 出荷記録

肉骨粉等の出荷に当たっては、肉骨粉等の登録名称、出荷年月日、出荷先及び出荷数量を記録し、出荷した日から8年間保存してください。

出荷記録について上記の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録してもかまいません。

(5) 製品の輸送

① 輸送の容器

肉骨粉等の輸送に当たっては、異物の混入を防止する観点から、専用の容器を用いてください。

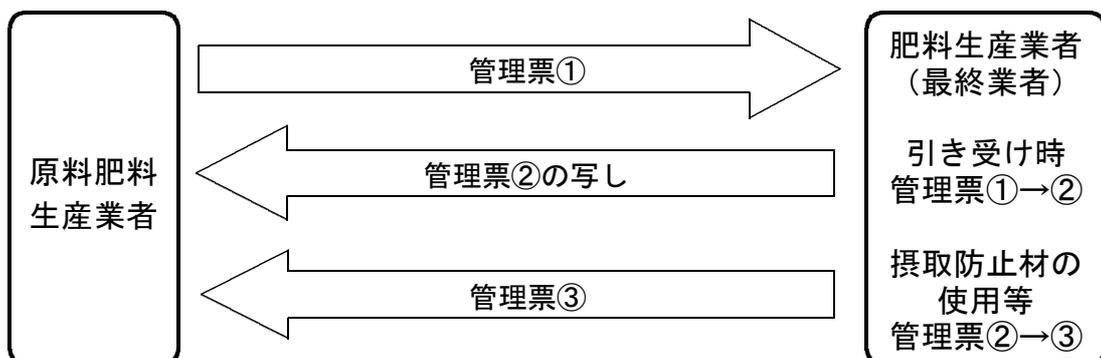
なお、容器の専用化がどうしても困難な場合には、容器の洗浄又は清掃を徹底する必要があります。このため、FAMICが行う確認検査の際には、洗浄方法又は清掃方法について確認します。

② 肥料原料供給管理票の添付

複合肥料等の製造事業場に(3)の②や③などの管理措置を行っていない肉骨粉等を輸送する際には、必ず「肥料原料供給管理票」(別添資料(p 48)参照)を添付し、複合肥料等の製造事業場において必要事項が追記された後、肉骨粉等生産業者へ回付される必要があります。

また、肉骨粉等生産業者は、回付された「肥料原料供給管理票」を受け取った日から8年間保存してください。

《 肥料原料供給管理票の流れ 》



管理票①：管理票原本、原料肥料生産業者が原料肥料の譲渡等を行う際に交付するもの
 管理票②：①に譲渡等を受けた生産業者が「氏名又は名称及び住所」、「譲渡又は引渡年月日」、「譲渡等がされた肥料の使用目的」、「入荷の責任者」を記載したものの写し

管理票③：管理票②の原本に摂取防止材の使用等の管理措置の内容を追記したもの

管理票の保存：原料肥料生産業者は、回付された管理票②及び管理票③は8年間保存してください。生産業者（最終業者）においても、管理票③を回付する前に写しを作成し8年間保存してください。

* 最終業者以外の譲渡等を受けた生産業者又は販売業者の方についても、管理票の記載と保存をしてください。

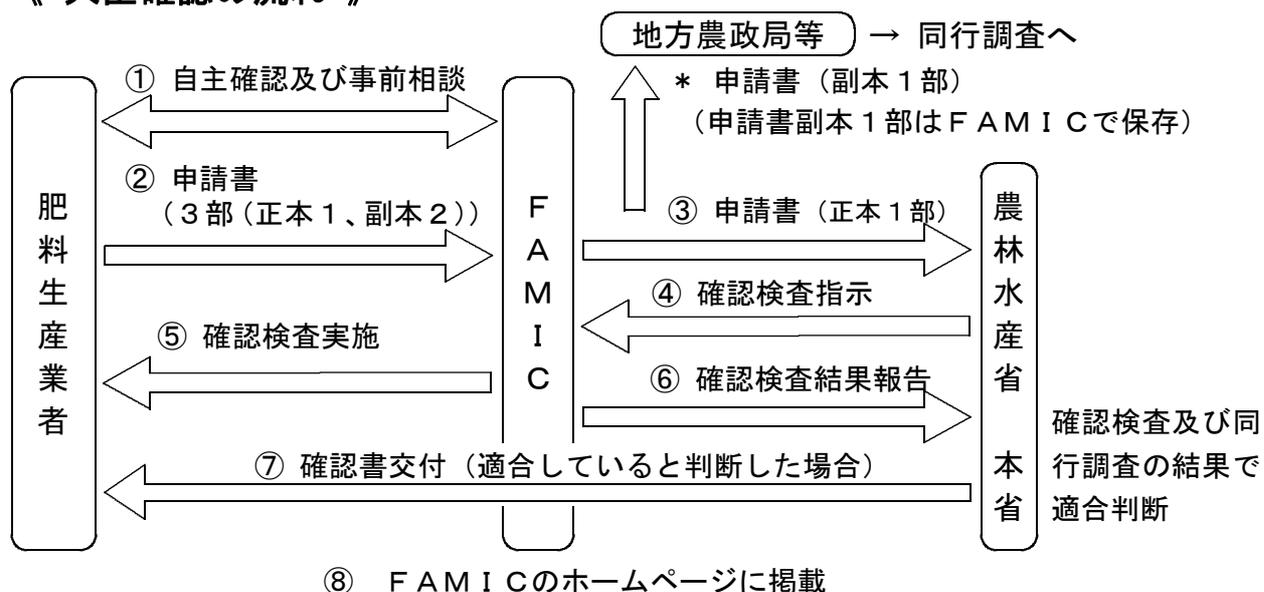
* 輸入業者の場合は、輸入肥料の譲渡等を行う際に管理票を交付してください。

* 登録外国生産業者の場合は、譲渡等を行う輸入業者に対して国内管理人の氏名等を記載した管理票を交付し、管理票の回付は国内管理人が受けてください。

（6）大臣確認手続き等の流れ

（1）から（5）に記載してきた要件を満たしている場合は、以下の流れに従い、製造事業場が製造基準に適合していることについて、FAMICによる確認検査を受けてください。

《 大臣確認の流れ 》



1) 自主確認及び事前相談

牛由来の原料を利用して肉骨粉等を製造する事業場は、肥料利用できない脊柱等が混入しない等の製造基準に適合する必要があります。すでに大臣確認を受けている事業場であっても、新たに30月齢以下の牛の脊柱を副産物原料として収集する場合は、大臣確認等が必要となります。このため、以下の①～④について、事前に適合状況を自主的に確認してください。

なお、自主的な確認に当たってご不明な点については、事業場のある都道府県を管轄するFAMIC（p61参照）へご相談ください。

- ① 原料収集先又は輸送業者と脊柱等が混入しない旨の契約書又は確認書を取り交わすこと。また、原料収集先におけるSRMの分別管理状況を実地に確認すること。
- ② 脊柱・脊髄及び頭部を取り扱う事業場等にあつては、副産物原料に脊柱等が混入しないための作業マニュアルを作成していること。
- ③ 全ての原料収集先及び輸送業者における分別管理状況を確認したリスト（原料収集先一覧）を作成すること。
- ④ 原料収集先については、地方農政局等の職員が原料の分別管理状況等を確認する同行調査を実施するので、その旨を原料収集先に周知すること。

以上の自主確認が完了した肉骨粉等生産業者は、事業場ごとに調査票（p50参照）に自主確認状況等を記載の上、確認検査を希望する日程等を事前にFAMICにご相談ください。

2) 申請書の提出

1)の自主確認が完了しましたら、別記様式第1号（p52参照）による申請書をFAMICに提出してください。その際にFAMICが現地確認検査日の調整を行います。

3) 確認検査の実施

FAMICの検査担当職員が申請のあった肉骨粉等製造事業場に出向き、原料の分別管理状況や肉骨粉等の製造工程を実地で確認します。その際、検査した内容について不備が認められた場合には、改善状況を報告してもらいます。

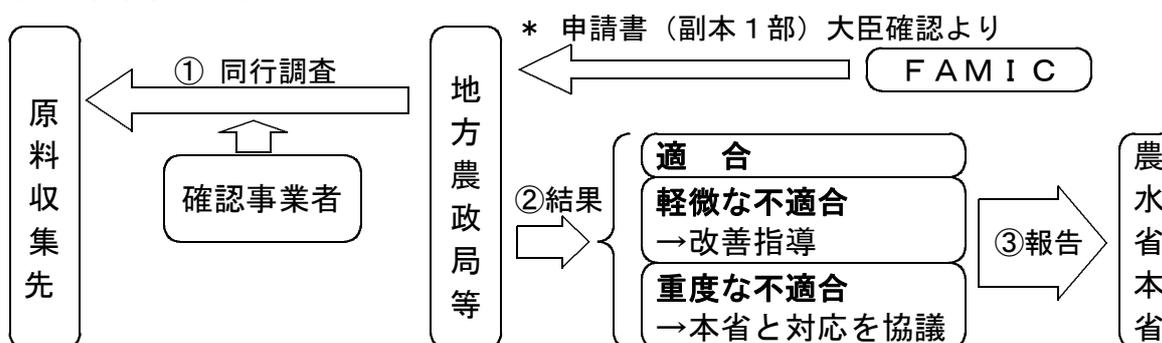
4) 同行調査

確認事業者（大臣確認を申請した事業者）と原料収集先が締結している契約が適正に履行されていること等について、地方農政局等の職員が確認事業者と同行し、原料収集状況の調査・確認を行い、さらに、必要に応じて改善に係る助言等を行います。

このため、地方農政局等の職員から同行調査を実施する日程を調整しますので、ご協力をお願いします。

なお、すでに動物性油脂等の飼料製造において確認検査を受けている事業場において、当該飼料と同じ副産物原料を使用して肉骨粉等を製造する場合は、原則として同行調査は不要となります。

《 同行調査の流れ 》



5) 確認書の交付

以下の①及び②の要件を満たし、農林水産大臣が適正であると判断した場合は確認書(別記様式第2号(p54参照))が交付されます。

- ① F A M I Cによる確認検査を行った結果、製造基準に適合していた場合
- ② 地方農政局等による同行調査において、原料収集先との契約が適正に履行されていることが確認できた場合

6) F A M I Cホームページへの掲載

農林水産大臣から確認書が交付されるとともに、F A M I Cのホームページに事業場名を掲載します。

7) 製造工程等の変更への対応

① 製造工程等の変更

大臣確認を受けた事業場において製造工程を変更したり、新たに30月齢以下の牛の脊柱等を収集する場合は、事前にF A M I Cへご相談ください。書類による審査の上、必要に応じて実地での確認を行います。

実地での確認検査が必要となった場合は、原則として製造工程を変更する1ヶ月前までに、別記様式第3号(p55参照)によりF A M I Cへ変更確認申請書を提出してください。その後、確認検査等の実施により、変更しようとする製造工程が製造基準に適合しているか確認し、別記様式第4号(p56参照)により通知します。

なお、申請者自ら事業場が製造工程基準に適合しないと判断した場合、又は確認検査の結果、農林水産大臣が製造基準に適合しないと判断した旨の通知があった場合は、別記様式第5号(p57参照)によりF A M I Cへ確認書の返納届を提出してください。

② その他の変更がある場合

大臣確認を受けた事業場において、会社名、会社の代表者、本社の住所、事業場の名称若しくは所在地、若しくは原料収集先の変更(新たに30月齢以下の牛の脊柱等を収集する場合を除く。)又は①において書類による審査となった製造工程の軽微な変更については、別記様式第6号(p57参照)によりF A M I Cへ遅滞なく変更届を提出してください。

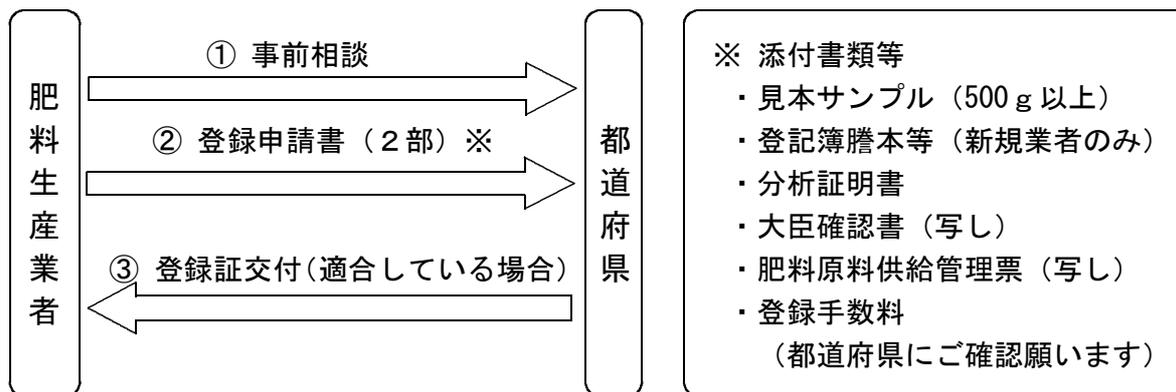
製造工程の軽微な変更とは、製品や原料に直接触れない装置の更新などが考えられますが、自ら判断せず、変更内容についてF A M I Cへ事前にご相談ください。

(7) 肥料の登録

肉骨粉等を業として生産し流通させるには、基本的に農林水産大臣又は都道府県知事への普通肥料の登録又は都道府県知事への特殊肥料の届出が必要です。都道府県知事への普通肥料の登録の手続きは、下記に示す「肥料登録(知事登録の場合)の流れ」のとおりです。なお、申請又は届出を行う際には、大臣確認書の写しを添付してください。大臣確認書が交付されていない肉骨粉等は肥料登録を取得することはできません。なお、他社で製造された肉骨粉等を原料に管理措置を行って普通肥料の登録をする場合は、肉骨粉等に添付された肥料原料供給管理票の写しを添付してください。

別添資料(p58)に【肥料登録申請書様式記載例】を掲載していますので、参考にして作成してください。詳しくは、事業場を管轄する都道府県の担当部署(p62)にご確認をお願いします。

《 肥料登録（知事登録の場合）の流れ 》



注：大臣登録肥料の場合は、申請先のFAMICにご相談願います。

（8）保証票への記載及び包装容器への表示

大臣確認を受けた工程において製造された肉骨粉等を使用している場合は、生産業者保証票に大臣確認を受けた工程で製造された肉骨粉等を使用している旨を記載する必要があります。

また、飼料への流用・誤用を避けるため、牧草地等に施用しないこと等、使用上及び保存上の注意事項について、保証票外の見やすいところに表示する必要があります。

【 保証票等の記載例 】

1 摂取防止材を使用した肉骨粉

○	2センチメートル 以上
生産業者保証票	2センチメートル 以上
<p>登録番号 【略】</p> <p>肥料の種類 肉骨粉</p> <p>肥料の名称 【略】</p> <p>保証成分量 (%) 窒素全量 ○.○ りん酸全量 ○.○</p> <p>原料の種類 (農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料) 肉骨粉 備考：肉骨粉は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。</p> <p>材料の種類、名称及び使用量 (使用されている摂取防止材) △△△△ ○%</p> <p>正味重量 20キログラム</p> <p>生産した年月 平成○○年○○月</p> <p>生産業者の氏名又は名称及び住所 【略】</p> <p>生産した事業場の名称及び所在地 【略】</p>	<p style="text-align: right;">肉骨粉が大臣確認を受けたものである旨を記載します。</p> <p style="text-align: right;">8.8センチメートル 以上</p>

7.2センチメートル以上

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

牛由来のたんぱく質が入っていることから、使用上及び保存上の注意事項を表示する必要があります。

表示に係る注意

「この肥料には、牛由来たん白質が・・・」の表示は、牛由来の肉骨粉等が使用された場合に必要な表示です。保証票の枠の中ではなく、包装容器の見やすいところに表示してください。

2 大臣確認（原料確認及び原料加工工程確認）を受けた蒸製骨粉

○	2センチメートル 以上
生産業者保証票	2センチメートル 以上
<p>登録番号 【略】</p> <p>肥料の種類 蒸製骨粉</p> <p>肥料の名称 【略】</p> <p>保証成分量（%） 窒素全量 ○.○ リン酸全量 ○.○</p> <p>原料の種類 （農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料） 蒸製骨粉 備考：蒸製骨粉は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。</p> <p>正味重量 20キログラム</p> <p>生産した年月 平成○○年○○月</p> <p>生産業者の氏名又は名称及び住所 【略】</p> <p>生産した事業場の名称及び所在地 【略】</p>	8.8センチメートル 以上

蒸製骨粉が大臣確認を受けたものである旨を記載します。

7.2センチメートル以上

牛由来のたんぱく質が入っていることから、使用上及び保存上の注意事項を表示する必要があります。

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

表示に係る注意

「この肥料には、牛由来たん白質が・・・」の表示は、牛由来の肉骨粉等が使用された場合に必要な表示です。保証票の枠ではなく、包装容器の見やすいところに表示してください。

3 大臣確認（原料加工工程確認）を受けた蒸製皮革粉

○	2センチメートル以上																	
生産業者保証票	2センチメートル以上																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">登録番号</td> <td style="width: 45%;">【略】</td> <td rowspan="8" style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;">大臣確認（原料確認）が不要であるため原料の種類に係る記載は必要ありません。</td> </tr> <tr> <td>肥料の種類</td> <td>蒸製皮革粉</td> </tr> <tr> <td>肥料の名称</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>保証成分量（%）</td> <td>窒素全量 ○.○</td> </tr> <tr> <td>正味重量</td> <td>20キログラム</td> </tr> <tr> <td>生産した年月</td> <td>平成○○年○○月</td> </tr> <tr> <td>生産業者の氏名又は名称及び住所</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>生産した事業場の名称及び所在地</td> <td>【略】</td> </tr> </table>	登録番号	【略】	大臣確認（原料確認）が不要であるため原料の種類に係る記載は必要ありません。	肥料の種類	蒸製皮革粉	肥料の名称	【略】	保証成分量（%）	窒素全量 ○.○	正味重量	20キログラム	生産した年月	平成○○年○○月	生産業者の氏名又は名称及び住所	【略】	生産した事業場の名称及び所在地	【略】	8.8センチメートル以上
登録番号	【略】	大臣確認（原料確認）が不要であるため原料の種類に係る記載は必要ありません。																
肥料の種類	蒸製皮革粉																	
肥料の名称	【略】																	
保証成分量（%）	窒素全量 ○.○																	
正味重量	20キログラム																	
生産した年月	平成○○年○○月																	
生産業者の氏名又は名称及び住所	【略】																	
生産した事業場の名称及び所在地	【略】																	

7.2センチメートル以上

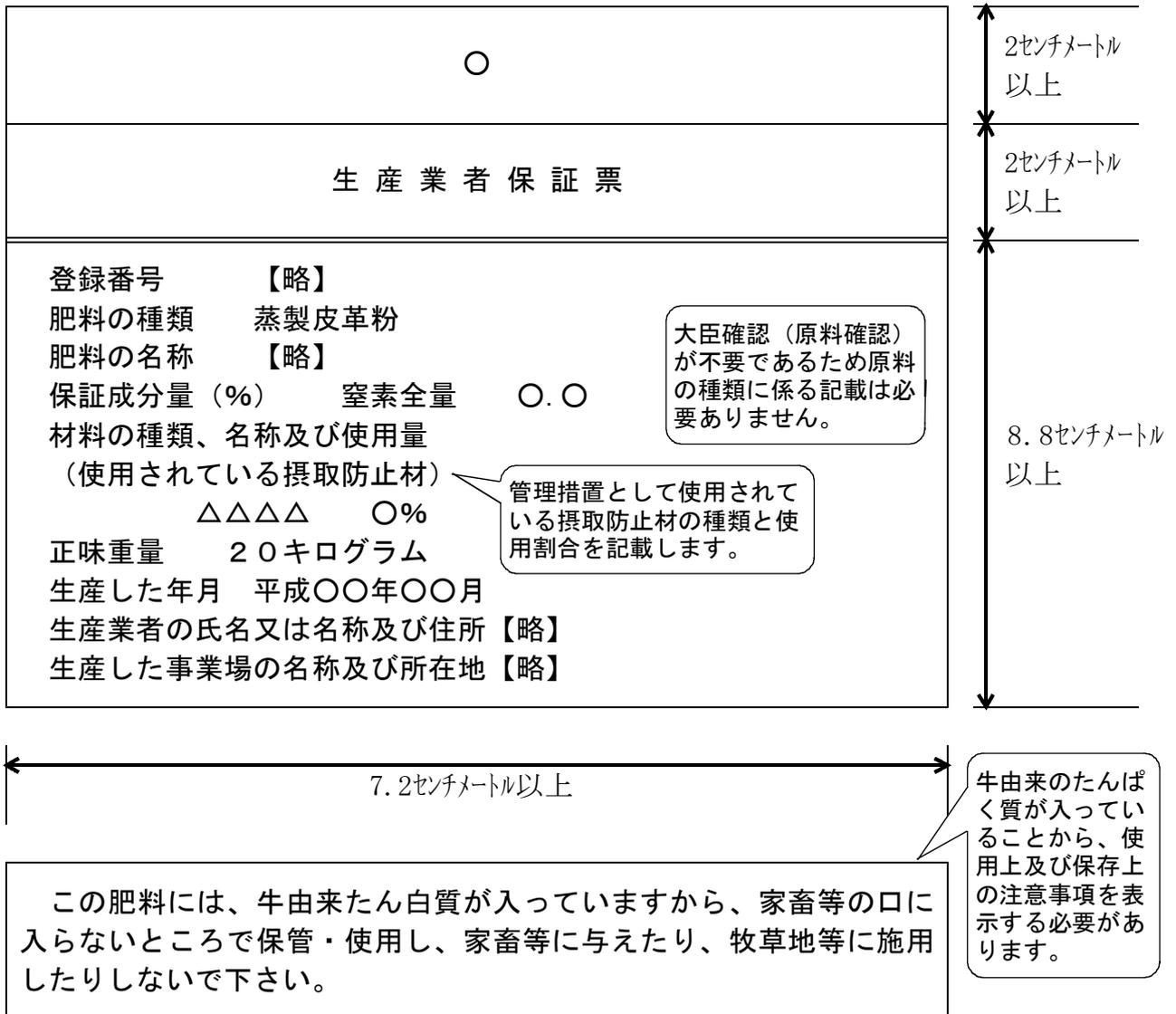
牛由来のたんぱく質が入っていることから、使用上及び保存上の注意事項を表示する必要があります。

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

表示に係る注意

「この肥料には、牛由来たん白質が・・・」の表示は、牛由来の肉骨粉等が使用された場合に必要な表示です。保証票の枠の中ではなく、包装容器の見やすいところに表示してください。

4 大臣確認（原料加工工程確認）を受けていない蒸製皮革粉に摂取防止材を使用した場合

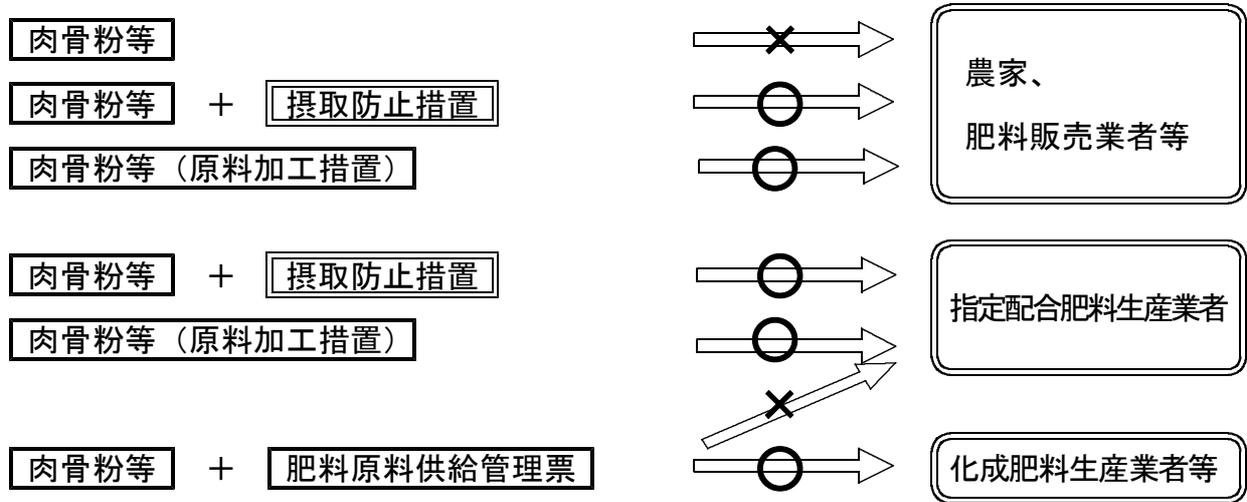


表示に係る注意

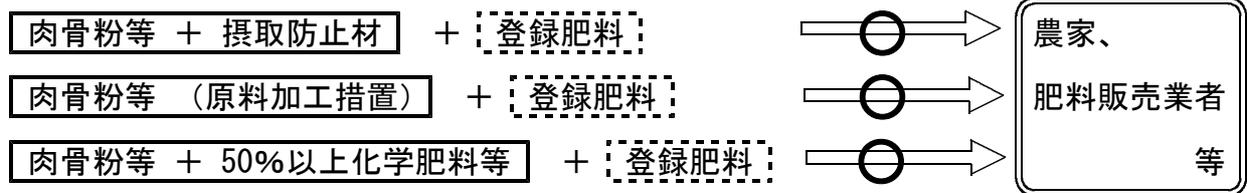
「この肥料には、牛由来たん白質が・・・」の表示は、牛由来の肉骨粉等が使用された場合に必要な表示です。保証票の枠ではなく、包装容器の見やすいところに表示してください。

【参考】どのような肥料が流通できるのか（その1）

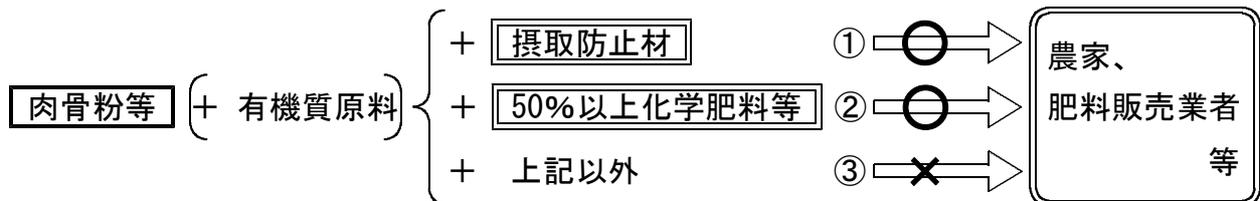
《 肉骨粉生産業者（登録肥料） 》【一次使用】



《 指定配合肥料生産業者（届出肥料） 》【二次使用】



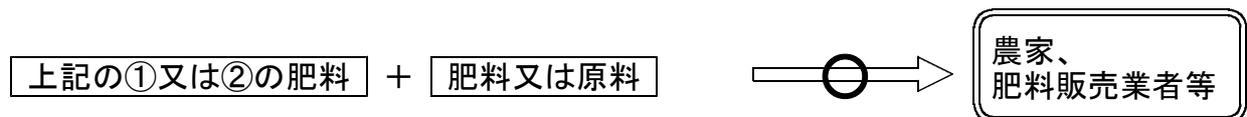
《 化成肥料生産業者等（登録肥料） 》【二次使用】



※原料加工措置を行った肉骨粉等について上記の措置は必要ありません。

《 肥料生産業者 》【三次使用】

摂取防止措置又は原料加工措置を行った肥料は、指定配合肥料や複合肥料の原料に使用可能です。



なお、農家及び肥料販売業者等へ流通させる際は、「牧草地等への施用禁止、家畜等の口に入れない」旨を包装容器に表示する必要があります。

【 参考 】 どのような肥料が流通できるのか（その2）

《 摂取防止材を使用した配合肥料の配合設計書 》

肥料の名称：有機入り配合1号

原料の名称	含有成分量 (%)	使用割合 (%)	設計成分量 (%)						
			TN	AN	TP	SP	WP	TK	WK
硫酸アンモニア	AN21	15.0	3.15	3.15					
過りん酸石灰	SP18 WP15	10.0			1.80	1.80	1.50		
塩化加里	WK60	10.0						6.00	6.00
えんじゅかす粉末	TN3 TP1 TK2	40.0	1.20		0.40			0.80	
肉骨粉（牛）	TN5 TP5	20.0	1.00		1.00				
摂取防止材 （とうがらし粉末）		5.0							
計算値 (%)		100.0	5.35	3.15	3.20	1.80	1.50	6.80	6.00
保証成分量 (%)			5.0	3.0	3.0	1.7	1.0	6.0	5.3

摂取防止材として使用する「とうがらし粉末」は、全重量の使用割合に対して5%となります。

《 生産業者保証票の「材料の種類、名称及び使用量」の記載方法 》

○	
生産業者保証票	
登録番号	【略】
肥料の種類	配合肥料
肥料の名称	有機入り配合肥料1号
保証成分量 (%)	【略】
原料の種類	【略】
材料の種類、名称及び使用量	（使用されている摂取防止材） とうがらし粉末 5%
【以下略】	

保証票には配合設計書の使用割合を記載します。

【参考】どのような肥料が流通できるのか（その3）

$$[B / A] \times 100 (\%) \geq 50 (\%)$$

A：肥料を生産する際に配合される原料の総量（＝B＋C）

B：化学肥料等（副産物原料から生産されたもの以外及び有機質原料以外の原料）

C：副産物原料から生産されたもの及び有機質原料

化成肥料①				化成肥料②			
	A	B	C		A	B	C
肉骨粉	25kg		25kg	肉骨粉	15kg		15kg
なたねかす	20kg		20kg	皮革粉	10kg		10kg
硫安	10kg	10kg		なたねかす	20kg		20kg
過りん酸	30kg	30kg		りん安	25kg	25kg	
硫加	10kg	10kg		硫加	15kg	15kg	
合計	95kg	50kg	45kg	合計	85kg	40kg	45kg
[50/95] × 100 = 53%				[40/85] × 100 = 47%			

注：粒状化促進材、固結防止材などの材料は、原料としてカウントしない。

化成肥料①は、化学肥料等の割合が50%以上なので流通可能です。

化成肥料②は、化学肥料等の割合が50%未満なので、このままでは流通できません。流通させるためには、摂取防止材を添加する必要があります。

B（化学肥料等）に該当するもの、C（副産物原料から生産されたもの及び有機質原料）に該当するものは、以下のとおりです。

B（化学肥料等）	C（副産物原料から生産されたもの及び有機質原料）
<ul style="list-style-type: none"> ○化学肥料（原料に牛由来の原料を使用する可能性がないもの） 硫酸アンモニア、過りん酸石灰、硫酸加里、副産複合肥料（例：パームアッシュ）など ○肥料原料として使用している化学物質 アンモニア、りん酸、硝酸 など ○原料として使用可能な特殊肥料 動物の排せつ物の燃焼灰、りん酸グアノなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○有機質肥料（動植物質のものに限る。） 肉骨粉、蒸製皮革粉、魚かす粉末、なたね油かす及びその粉末、乾燥菌体肥料 など ○次に掲げる肥料のうち、牛由来の原料を使用しているもの 副産りん酸肥料、副産動物質肥料 など ○原料として使用可能な特殊肥料 よもぎかす、動物の排せつ物、骨灰 など
<p>どちらにも含まないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○材料：固結防止材、組成均一化促進材、着色材、粒状化促進材 など ○肥料成分を含まない原料：水、硫酸、けいそう土 など 	

【 別添資料 】

I 関係法令等（平成26年9月1日現在）

① 肥料取締法（昭和25年法律第127号） 抜粋

（目的）

第一条 この法律は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうに化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物をいう。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

3 この法律において「保証成分量」とは、生産業者、輸入業者又は販売業者が、その生産し、輸入し、又は販売する普通肥料につき、それが含有しているものとして保証する主成分（肥料の種別ごとに政令で定める主要な成分をいう。以下同じ。）の最小量を百分比で表わしたものをいう。

4 この法律において「生産業者」とは、肥料の生産（配合、加工及び採取を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、肥料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、肥料の販売を業とする者であつて生産業者及び輸入業者以外のものをいう。

（登録及び仮登録の申請）

第六条 登録又は仮登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合には肥料の名称）

三 保証成分量その他の規格（第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料にあつては、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他の規格。第十条第五号及び第十六条第一項第三号において同じ。）

四 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

五 保管する施設の所在地

六 原料、生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにするために特に必要があるものとして農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績

七 特定普通肥料の登録にあつては、適用植物の範囲

八 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料の登録にあつては、施用方法及び残留性に関する栽培試験の成績

九 仮登録にあつては施用方法及び栽培試験の成績

十 特定普通肥料の仮登録にあつては、適用植物の範囲

十一 その他農林水産省令で定める事項

2 農林水産大臣の登録又は仮登録の申請をする者は、その申請に対する調査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（登録証及び仮登録証）

第十一条 登録又は仮登録を受けた者は、登録証又は仮登録証を主たる事務所に備え付け、且つ、生産業者にあつては、その写を当該肥料を生産する事業場に備え付けて置かなければならない。

（生産業者保証票及び輸入業者保証票）

第十七条 生産業者又は輸入業者は、普通肥料を生産し、又は輸入したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個。以下同じ。）に次の事項を記載した生産業者保証票又は輸入業者保証票を付さなければならない。当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、当該保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、また同様とする。ただし、輸入業者が第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入したときは、この限りでない。

- 一 生産業者保証票又は輸入業者保証票という文字
- 二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定配合肥料の場合には肥料の名称）
- 三 保証成分量（第四条第一項第三号及び第五号に掲げる普通肥料にあつては、その種類ごとに農林水産大臣が定める主要な成分の含有量）
- 四 生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所
- 五 生産し、又は輸入した年月
- 六 生産業者にあつては生産した事業場の名称及び所在地
- 七 正味重量
- 八 指定配合肥料以外の肥料にあつては、登録番号又は仮登録番号
- 九 特定普通肥料にあつては、登録又は仮登録に係る適用植物の範囲及び施用方法
- 十 第二十五条ただし書の規定により異物を混入した場合にあつては、その混入した物の名称及び混入の割合
- 十一 仮登録を受けた肥料又は指定配合肥料にあつてはその旨の表示
- 十二 その他農林水産省令で定める事項

2 (略)

(譲渡等の制限又は禁止)

第十九条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、普通肥料（指定配合肥料を除く。）については、登録又は仮登録を受けており、かつ、保証票が付されているもの、指定配合肥料については、保証票が付されているものでなければ、これを譲り渡してはならない。

2・3 (略)

(施用上の注意等の表示命令)

第二十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその受理した届出に係る指定配合肥料の生産業者又は輸入業者に対し、当該肥料の施用上若しくは保管上の注意又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために必要な事項を当該肥料の容器又は包装の外部に表示すべき旨を命ずることができる。

(立入検査等)

第三十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、その職員に、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他肥料の販売の業務に関係がある場所に立ち入り、肥料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

4～7 (略)

(センターによる立入検査等)

第三十条の二 農林水産大臣は、前条第一項又は第二項の場合において必要があると認めるときは、センターに、同条第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2～4 (略)

② 肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号） 抜粋

(指定配合肥料)

第一条 肥料取締法（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料のうち次の各号に掲げる普通肥料以外のもの（家庭園芸用肥料（当該肥料の容器又は包装の外部に、農林水産大臣が定めるところにより、その用途が専ら家庭園芸用である旨を表示したもので、かつ、その正味重量が十キログラム以下のものをいう。

以下同じ。)にあつては、第一号から第四号までに掲げる普通肥料以外のもの)とする。

一 次に掲げる普通肥料のいずれかを原料の一つとして配合した普通肥料

イ 事故肥料

ロ 肥料の品質を低下させるような異物が混入された普通肥料

ハ 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された普通肥料

ニ 液状の普通肥料

ホ 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料 (牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料(農林水産大臣が指定するものに限る。)若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。)

二・三 (略)

四 配合に当たつて第四条第三号に掲げる材料(農林水産大臣が指定するものを除く。)を使用した普通肥料

(申請書の記載事項)

第四条 法第六条第一項第十一号(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗若しくは悪臭を防止し、その粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵若しくは効果の発現を促進し、それを着色し、若しくはその土壌中における分散を促進し、反応を緩和し、若しくは硝酸化成を抑制する材料又は第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料を使用した普通肥料にあつては、その材料の種類及び名称並びに使用量

四 (略)

③ 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号) 抜粋

一 窒素質肥料(有機質肥料(動植物質のものに限る。)を除く。)

(1) (略)

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
被覆窒素質肥料(窒素質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)	(略)	(略)	一・二 (略) 三 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、肥料取締法施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。)第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置(以下「管理措置」という。)が行われたものであること。</u>
副産窒素質肥料(次に掲げる肥料をいう。 一・二 (略)	(略)	(略)	一 (略) 二 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 三 <u>牛の部位(牛由来の原料のうち、肉(食用に供された後に、又は食</u>

			用に供されず、肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、 <u>骨（食用に供された後に、又は食用に供されず、肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されず、肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とする場合にあっては、牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
液状窒素肥料	(略)	(略)	一～四 (略) <u>五 牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。</u>
混合窒素肥料（窒素質肥料に、窒素質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	(略)	(略)	<u>牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。</u>

二 リン酸質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

- (1) (略)
(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
被覆りん酸肥料（りん酸質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	(略)	(略)	一 リン酸の初期溶出率は五〇%以下であること。 二 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。</u>
液体りん酸肥料	(略)	(略)	一 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。</u> 二 牛の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたもので

しょう 熔成汚泥灰けい酸りん肥（下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したものをいう。）	(略)	(略)	あること。 一・二 (略) <u>三 牛由来の原料を原料とする場合に</u> <u>あつては、管理措置が行われた</u> <u>ものであること。</u> <u>四 牛の部位を原料とする場合に</u> <u>あつては、脊柱等が混合しないもの</u> <u>として農林水産大臣の確認を受け</u> <u>た工程において製造されたもので</u> <u>あること。</u>
しょう 加工りん酸肥料（りん酸質肥料、熔成微量元素複合肥料、りん酸含有物、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉍さい又はほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものをいう。）	(略)	(略)	<u>牛由来の原料を原料とする場合に</u> <u>あつては、管理措置が行われたもの</u> <u>であること。</u>
副産りん酸肥料（次に掲げる肥料をいう。 一・二 (略)	(略)	(略)	一 (略) <u>二 牛由来の原料を原料とする場合に</u> <u>あつては、管理措置が行われた</u> <u>ものであること。</u> <u>三 牛の部位を原料とする場合に</u> <u>あつては、脊柱等が混合しないもの</u> <u>として農林水産大臣の確認を受け</u> <u>た工程において製造されたもので</u> <u>あること。</u>
混合りん酸肥料（りん酸質肥料に、りん酸質肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したものをいう。）	(略)	(略)	<u>一 可溶性マンガンを保証する肥料</u> <u>は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。</u> <u>二 牛由来の原料を原料とする場合に</u> <u>あつては、管理措置が行われた</u> <u>ものであること。</u>

三 (略)

四 有機質肥料（動植物質のものに限る。）

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
肉かす粉末	(略)	(略)	<u>一 牛由来の原料を原料とする場合に</u> <u>あつては、管理措置が行われた</u> <u>ものであること。</u> <u>二 牛の部位を原料とする場合に</u> <u>あつては、脊柱等が混合しないもの</u> <u>として農林水産大臣の確認を受け</u> <u>た工程において製造されたもので</u> <u>あること。</u>
肉骨粉	(略)	(略)	<u>一 牛由来の原料を原料とする場合に</u> <u>あつては、管理措置が行われた</u> <u>ものであること。</u> <u>二 牛の部位を原料とする場合に</u> <u>あつては、脊柱等が混合しないもの</u>

			として農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製てい角粉	(略)	(略)	<u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u>
蒸製てい角骨粉	(略)	(略)	一 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製毛粉（羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。）	(略)	(略)	<u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u>
乾血及びその粉末	(略)	(略)	一 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
生骨粉	(略)	(略)	一 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製骨粉(脱こう骨粉を含む。)	(略)	(略)	一 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
(略)	(略)	(略)	(略)
蒸製皮革粉	(略)	(略)	<u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u>

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
魚廃物加工肥料（魚荒、いか内臓その他の魚廃物を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料に吸着させたものをいう。）	(略)	(略)	<u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u>

乾燥菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一・二（略）	（略）	（略）	一（略） 二 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 三 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
副産動物質肥料（食品工業、繊維工業、ゼラチン工業又はなめしかわ製造業において副産されたものであつて、動物質の原料に由来するものをいう。）	（略）	（略）	一 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
混合有機質肥料 （次に掲げる肥料をいう。 一・二（略）	（略）	（略）	一 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

五 複合肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
熔成複合肥料（肥料（熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を配合し、熔融したものをいう。）	（略）	（略）	一（略） 二 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 三 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
化成肥料（次に掲げる肥料をいう。 一～五（略）	（略）	（略）	一～四（略） 五 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 六 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七（略）
配合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一～三（略）	（略）	（略）	一～四（略） 五 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 六 牛の部位を原料とする場合にあ

			つては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七 (略)
--	--	--	---

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
化成肥料	(略)	(略)	一～四 (略) <u>五 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 六 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七 (略)
混合動物排せつ物複合肥料 (窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に動物の排せつ物(牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。)を混合し、造粒又は成形したものをいう。)	(略)	(略)	一～三 (略) <u>四 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u>
混合堆肥複合肥料(次に掲げる肥料をいう。 一・二 (略))	(略)	(略)	一～四 (略) <u>五 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u>
成形複合肥料(窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料若しくは微量要素複合肥料に木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものをいう。)	(略)	(略)	一～九 (略) <u>十 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u>
吸着複合肥料(窒素、りん酸又は加里を含有する水溶液をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたものをいう。)	(略)	(略)	一 (略) <u>二 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> <u>三 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたもので</u>

			あること。
被覆複合肥料（化成肥料又は液状複合肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	(略)	(略)	一・二 (略) <u>三 牛由来の原料を原料とする場合に</u> あつては、 <u>管理措置が行われたものであること。</u>
副産複合肥料（食品工業又は化学工業において副産されたものであつて、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を含有するものをいう。）	(略)	(略)	一 (略) <u>二 牛由来の原料を原料とする場合に</u> あつては、 <u>管理措置が行われたものであること。</u> 三 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
液状複合肥料	(略)	(略)	一～三 (略) <u>四 牛由来の原料を原料とする場合に</u> あつては、 <u>管理措置が行われたものであること。</u> 五 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
配合肥料	(略)	(略)	一～四 (略) <u>五 牛由来の原料を原料とする場合に</u> あつては、 <u>管理措置が行われたものであること。</u> 六 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七 (略)
熔成汚泥灰複合肥料（下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したものをいう。）	(略)	(略)	一・二 (略) <u>三 牛由来の原料を原料とする場合に</u> あつては、 <u>管理措置が行われたものであること。</u> 四 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
混合汚泥複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に汚泥発酵肥料（し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたものに限る。）を混合し、	(略)	(略)	一～二 (略) <u>三 牛由来の原料を原料とする場合に</u> あつては、 <u>管理措置が行われたものであること。</u>

造粒又は成形したものをいう。)			
家庭園芸用複合肥料（熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料及び混合汚泥複合肥料以外の複合肥料であつて、かつ、規則第一条に規定する家庭園芸用肥料であるものをいう。）	(略)	(略)	一 (略) 二 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 三 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

六～十一 (略)

十二 汚泥肥料等

登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
下水汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一～三 (略)	(略)	(略)	一・二 (略) 三 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 四 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
し尿汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一～四 (略)	(略)	(略)	一・二 (略) 三 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 四 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
工業汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一～三 (略)	(略)	(略)	一・二 (略) 三 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 四 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
混合汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一～三 (略)	(略)	(略)	一・二 (略) 三 <u>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</u> 四 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受け

			た工程において製造されたものであること。
焼成汚泥肥料（下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料を焼成したものをいう。）	（略）	（略）	一・二 （略） <u>三 牛由来の原料を原料とする場合に</u> あつては、 <u>管理措置が行われたものであること。</u>
汚泥発酵肥料（次に掲げる肥料をいう。 一・二 （略）	（略）	（略）	一・二 （略） <u>三 牛由来の原料を原料とする場合に</u> あつては、 <u>管理措置が行われたものであること。</u> <u>四 牛の部位を原料とする場合に</u> あつては、 <u>脊柱等が混合しないもの</u> として農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
水産副産物発酵肥料 （魚介類の臓器に植物質又は動物質の原料を混合したものを又は攪拌し、腐熟させたものをいう。）	（略）	（略）	一・二 （略） <u>三 牛由来の原料を原料とする場合に</u> あつては、 <u>管理措置が行われたものであること。</u> <u>四 牛の部位を原料とする場合に</u> あつては、 <u>脊柱等が混合しないもの</u> として農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この告示による改正後の昭和61年2月22日農林水産省告示第284号の一の(2)の表副産窒素肥料の項、二の(2)の表液体りん酸肥料の項、熔成汚泥灰けい酸りん肥の項及び副産りん酸肥料の項、四の(1)の表肉かす粉末の項、蒸製てい角骨粉の項、乾血及びその粉末の項、生骨粉の項及び蒸製骨粉の項、四の(2)の表乾燥菌体肥料の項、副産動物質肥料の項及び混合有機質肥料の項、五の(1)の表熔成複合肥料の項、化成肥料の項及び配合肥料の項、五の(2)の表化成肥料の項、吸着複合肥料の項、副産複合肥料の項、液状複合肥料の項、配合肥料の項、熔成汚泥灰複合肥料の項及び家庭園芸用複合肥料の項並びに十二の表下水汚泥肥料の項、し尿汚泥肥料の項、工業汚泥肥料の項、混合汚泥肥料の項、汚泥発酵肥料の項及び水産副産物発酵肥料の項に規定する確認は、それぞれこの告示の施行前においてもこの告示による改正後のこれらの項の規定の例により行うことができる。

④ 特殊肥料等を指定する件（昭和25年6月20日農林省告示第177号） 抜粋

一 肥料取締法第二条第二項の特殊肥料

(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの
魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）

干魚肥料

干蚕蛹

甲殻類質肥料

蒸製骨（脱こう骨を含み、牛由来の原料を原料とする場合にあつては肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛の部位（牛由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）

る。)以外のものをいう。以下同じ。)を原料とするものについては牛(月齡が三十月以下の牛(出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。)を除く。)の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)及びと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十四条の検査を経ていない牛の部位(以下「脊柱等」という。)が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

蒸製てい角(牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。)

肉かす(牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限る。かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

羊毛くず

牛毛くず(牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。)

粗砕石灰石

(ロ)

米ぬか

発酵米ぬか

発酵かす(生産工程中に塩酸を使用しないし油かすを除く。以下同じ。)

アミノ酸かす(廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量〇・五パーセント以上のものを除く。)

くず植物油かす及びその粉末(植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。)

草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

木の実油かす及びその粉末(カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。)

コーヒーかす

くず大豆及びその粉末(くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。)

たばこくず肥料及びその粉末(変性しないたばこくず肥料粉末を除く。)

乾燥藻及びその粉末

落棉分離かす肥料

よもぎかす

草木灰(じんかい灰を除く。)

くん炭肥料

骨炭粉末(牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限る。かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

骨灰(牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限る。かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

セラツクかす

にかわかす(オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限る。かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

魚鱗(蒸製魚鱗及びその粉末を除く。)

家きん加工くず肥料(蒸製毛粉(羽を蒸製したものを含む。)を除く。)

発酵乾ふん肥料(し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。)

人ふん尿(凝集を促進する材料(以下「凝集促進材」という。)又は悪臭を防止する材料(以下「悪臭防止材」という。)を加え、脱水又は乾燥したものを除く。)

動物の排せつ物

動物の排せつ物の燃焼灰

堆肥(わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの(尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促

進する材料を使用したものを含む。)をいい、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

グアノ(窒素質グアノを除く。)

発泡消火剤製造かす(てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。)

貝殻肥料(貝粉末及び貝灰を含む。)

貝化石粉末(古代にせい息した貝類(ひとで類又はその他の水せいせい動物類が混在したものを含む。)が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。)

製糖副産石灰

石灰処理肥料(果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラムを超えるものをいう。)

含鉄物(褐鉄鉱(沼鉄鉱を含む。)、鉱さい(主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。)、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。)

微粉炭燃焼灰(火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。)

カルシウム肥料(主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。)

石こう(りん酸を生産する際に副産されるものに限る。)

二 (略)

⑤ **肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件(平成26年9月1日農林水産省告示第1145号)**

- 1 肥料取締法施行規則(以下「規則」という。)第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用は、次に定めるところにより行うものとする。
 - 一 規則第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料の使用は、牛由来の原料を原料として生産される肥料の生産業者(外国において本邦に輸出される肥料を業として生産する者を含む。以下この項及び次項において同じ。)が、当該肥料を生産する際に、同号ホの農林水産大臣が指定する材料を使用することにより行うこと。
 - 二 規則第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる原料の使用は、牛由来の原料を原料として生産される普通肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、次に掲げる方法により行うこと。
 - イ 動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の五十パーセント以上の含有量となるよう配合する方法
 - ロ 当該肥料を動植物質以外の原料で被覆する方法
- 2 規則第一条第一号ホの疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工は、牛由来の原料を原料として生産される肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、その牛由来の原料について次に掲げる方法のいずれかにより行うものであつて、その加工の工程について農林水産大臣の確認を受けたものとする。
 - 一 空気を遮断し、摂氏八百度以上で八時間以上加熱する方法
 - 二 空気を流通させ、摂氏千度以上で燃焼する方法
 - 三 摂氏千度以上で熔融する方法
 - 四 アルカリ処理(水酸化ナトリウム溶液又は水酸化カリウム溶液と混合して摂氏八十五度以上で一時間以上行う処理で、混合後の溶液中の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの濃度が二・三モル毎リットル以上のものに限る。)
 - 五 摂氏百三十三度以上及び三気圧以上で二十分間以上蒸製する方法
- 3 牛由来の原料を原料として生産された肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者が当該肥料を他の普通肥料(指定配合肥料を除く。)の原料として他の生産業者又は販売業者(以下「生産業者等」という。)

に譲渡又は引渡し（以下「譲渡等」という。）をする場合（牛由来の原料を原料として生産された普通肥料の登録外国生産業者（当該肥料の輸入業者であるものを除く。）が当該肥料を他の普通肥料（指定配合肥料を除く。）の原料として輸入業者（当該肥料の登録外国生産業者であるものを除く。以下「特定輸入業者」という。）に譲渡等する場合を含む。）にあっては、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置として、前二項に定めるところにより行う措置（以下「摂取防止材の使用等の措置」という。）に代えて、次に定めるところにより、肥料の原料の流行程を管理するための措置を行うことができるものとする。

一 牛由来の原料を原料として生産された肥料（摂取防止材の使用等の措置又はこの項の規定による肥料の原料の流行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）の生産業者又は輸入業者（肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入する場合にあっては、特定輸入業者を除く。以下「原料肥料生産業者等」という。）が、生産業者等に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける生産業者等に対し、次に掲げる事項を記載した肥料原料供給管理票（以下「管理票」という。）を交付すること。

イ 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）

ロ 譲渡等をする肥料の種類、名称、荷姿、数量及び当該譲渡等の年月日

ハ 譲渡等をする肥料を生産した事業場及び当該肥料を保管した施設の名称及び所在地（輸入業者にあっては、譲渡等をする肥料を保管した施設の名称及び所在地）

ニ 譲渡等をする肥料の出荷の責任者の氏名

二 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料（摂取防止材の使用等の措置が行われていないものに限る。）の登録外国生産業者が、特定輸入業者に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける特定輸入業者に対し、前号イからニまでに掲げる事項に加え国内管理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）を記載した管理票を交付すること。この場合において、当該特定輸入業者が当該肥料の国内管理人でないときは、併せて、当該国内管理人に当該管理票の写しを送付すること。

三 前二号又は次号の規定により交付された管理票（写しが交付された場合にあっては、その写し。以下同じ。）に係る肥料の譲渡等を受けた生産業者等又は特定輸入業者（当該肥料の国内管理人であるものを除く。以下この号において同じ。）は、当該譲渡等を受けた後遅滞なく、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認した上で、当該管理票に次に掲げる事項を追記し、生産業者等にあっては当該管理票を交付した原料肥料生産業者等若しくは生産業者等に、特定輸入業者にあっては前号後段の規定により当該管理票の写しを送付された国内管理人に対し、当該追記をした管理票の写しを送付すること。

イ 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）

ロ 譲渡等がされた肥料の当該譲渡等の年月日

ハ 譲渡等がされた肥料の使用目的

ニ 譲渡等がされた肥料の入荷の責任者の氏名

四 第二号の規定により交付された管理票に係る肥料の譲渡等を受けた特定輸入業者（前号の規定の適用があるものを除く。）又は前号の規定により管理票の写しを送付した生産業者等若しくは特定輸入業者が、当該管理票に係る肥料（当該管理票の写しを送付した生産業者が、当該肥料を原料として生産したものを含み、摂取防止材の使用等の措置を行ったものを除く。）について、他の生産業者等に譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に、当該管理票（当該肥料を小分けして二以上の他の生産業者等に譲渡等をするため当該管理票の原本を使用することができない場合にあっては、その写し。第七号において同じ。）に次に掲げる事項を追記し、当該他の生産業者等に対し、当該追記をした管理票を交付すること。

イ 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）

ロ 譲渡等をする肥料の種類、名称、荷姿、数量及び当該譲渡等の年月日

ハ 譲渡等をする肥料を保管した施設又は当該肥料を生産した事業場の名称及び所在地

ニ 譲渡等をする肥料の出荷の責任者の氏名

五 第三号の規定により管理票の写しを送付した生産業者が、当該管理票に係る肥料について摂取防止材の使用等の措置を行った場合にあっては、その後遅滞なく、当該管理票に、当該摂取防止材の使用等の措置の内容を追記し、当該管理票に記載されている原料肥料生産業者等（当該管理票に国内管理人が記載されている場合にあっては、当該国内管理人）に対し、当該追記をした管理票を送付すること。

- 六 原料肥料生産業者等又は国内管理人は、第三号の規定により送付された管理票の写し及び前号の規定により送付された管理票を、それぞれ、これらを受領した日から起算して八年間保存すること。
- 七 第四号の規定により同号の他の生産業者等に対し管理票を交付した生産業者等又は特定輸入業者は、当該他の生産業者等から当該管理票に係る第三号の規定により送付された管理票の写しを当該写しを受領した日から起算して八年間保存すること。
- 八 第五号の規定により管理票を送付した生産業者は、当該管理票の写しを当該管理票を送付した日から起算して八年間保存すること。

附 則

(経過措置)

工業汚泥肥料（次に掲げるものに限る。）並びに当該肥料を原料として生産される混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料及び汚泥発酵肥料並びに乾燥菌体肥料（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場（第一号において単に「と畜場」という。）の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。）（以下この項において「汚泥肥料等」という。）についての規則第一条第一号ホの規定に基づく牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置については、当分の間、第一項から第三項までの規定にかかわらず、汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置（これらの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）を行うことができる。

- 一 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの
- 二 前号に掲げる工業汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの
- 三 第一号若しくは前号に掲げる工業汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの

⑥ 肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件（平成26年7月2日農林水産省告示第875号）

肥料取締法施行規則第一条第一号ホの農林水産大臣が指定する材料は、次に掲げる材料とする。

- 一 消石灰（肥料の配合に当たって全重量の五%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 二 とうがらし粉末（肥料の配合に当たって全重量の五%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 三 パームアッシュ（肥料の配合に当たって全重量の十%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）

⑦ 肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件（昭和59年3月16日農林水産省告示第700号） 抜粋

1 原料の種類に記載

(1) 保証票に原料の種類に記載する普通肥料

肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。）第11条の2第1項第1号の保証票に原料の種類に記載する普通肥料は、次に掲げる普通肥料とする。

イ～ハ （略）

ニ 昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の一の(イ)若しくは(ロ)又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一の(2)の表、二の(2)の表、四の(1)若しくは(2)の表、五の(1)若しくは(2)の表若しくは十二の表に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された肥料（以下「確認済肥料」という。）を含む普通肥料

(2) 保証票に原料の種類に記載する方法

(1)に規定する普通肥料について、規則第11条の2第2項の保証票に原料の種類に記載する方法は、次に規定するとおりとする。

イ～ハ （略）

ニ (1)のニに該当する普通肥料

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 原料事情等により原料として使用しない原料がある場合には、その旨を明記して、当該原料の種類に () を付し、次の記載例により記載することができる。ただし、記載したすべての原料の種類に () を付してはならない。

(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)
 蒸製骨粉、(骨灰)
 備考：1・2 (略)
 3 蒸製骨粉及び骨灰は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

2 (略)

3 材料の種類及び名称又は使用量の記載

(1) 保証票に記載する材料の種類

イ 規則第11条の2第1項第2号の保証票にその種類及び名称又は使用量を記載する材料の種類は、組成の均一化を促進する材料（以下「組成均一化促進材」という。）、効果の発現を促進する材料（以下「効果発現促進材」という。）、着色する材料（以下「着色材」という。）、土壤中における硝酸化成を抑制する材料（以下「硝酸化成抑制材」という。）及び規則第1条第1号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料（以下「摂取防止材」という。）とする。ただし、配合に当たって原料として使用する肥料に当該配合前に使用された組成均一化促進材又は着色材については、この限りでない。

ロ(イ) 家庭園芸用肥料以外の普通肥料にあつては、効果発現促進材、硝酸化成抑制材及び摂取防止材についてその種類、名称及び使用量（配合に当たって原料として使用する肥料に当該配合前に使用された摂取防止材については、その種類及び名称）を、組成均一化促進材及び着色材についてその種類及び名称を記載する。

(ロ) 家庭園芸用肥料にあつては、材料の種類を記載する。

(2) 保証票に材料の種類及び名称又は使用量を記載する方法

(1)に規定する材料について、規則第11条の2第2項の保証票にその種類及び名称又は使用量を記載する方法は、次に規定するとおりとする。

イ・ロ (略)

ハ 材料の使用量は、材料の名称別に記載することとし、次の記載例により記載すること。

(イ) 家庭園芸用肥量以外の普通肥料の記
(中略)

(使用されている摂取防止材)	
消石灰	5%

(ロ) (略)

⑧ 肥料取締法施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件（昭和59年3月16日農林水産省告示第701号） 抜粋

農林水産大臣の定める普通肥料 (略)	農林水産大臣の定める表示事項 (略)
5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p> </div>
6 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この肥料には、牛由来たん白質が入っ</p> </div>

ていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

附 則

この告示の施行の日前に生産され、又は輸入された牛由来の原料を原料として生産された普通肥料（牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料を除く。）については、当該普通肥料の生産業者又は輸入業者は、この告示の施行の日においても、この告示による改正後の昭和59年農林水産省告示第701号の表の6の項の規定の例により、当該普通肥料の表示事項を表示することができる。

⑨ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知） 抜粋

（別紙2）

肥料用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について

1 定義

別紙2において、「肉骨粉等」とは、肥料に係る肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（骨炭（骨を空気を遮断し熱分解（約800℃以上で8時間以上加熱）して炭化させたもの）及び骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1000℃以上）したもの）を除く。）、血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、加水分解たん白、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物性たん白を使用しないことが確認されたものを除く。）、羽毛粉、獣脂かす、第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）又はゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）をいう。

2 一時停止の要請を解除する事項

- (1) 肥料原料用の豚・馬、家さん及び海産ほ乳動物（鯨及びイルカをいう。以下同じ。）のみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷
- (2) 豚・馬、家さん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等と肉骨粉等以外のもの（例えば、硫酸アンモニア、過りん酸石灰、塩化加里等）とを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷
- (3) 牛由来の原料を原料とする肥料の製造及び工場からの出荷

3 解除に当たっての条件

- (1) 2の(1)に係る製造及び出荷

肥料原料用の豚・馬、家さん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷は、以下に掲げる手続きに従い独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が製造基準に適合することを確認した製造事業場からの出荷に限る。

製造業者は豚・馬、家さん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造事業場について、別添1の製造基準に係る適合確認申請書を別記様式第1号によりセンターに提出するものとする。センターは、申請のあった製造事業場が製造基準に適合するものであることの確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2号による確認書を交付する。

なお、確認書を交付された製造業者は、確認を受けた製造事業場の製造工程について変更しようとする場合には、その変更の1か月前までにセンターに別記様式第3号により変更届を提出するものとする。センターは、当該変更届に係る事項が製造基準に適合しているかどうかについて審査の上、必要があると認めるときには、当該製造業者に確認申請書の再提出を指示し製造事業場の確認検査を再度行う。これ以外の申請内容に変更があった場合には、速やかにセンターに別記様式3号により変更届を提出するものとする。

- (2) 2の(2)に係る製造及び出荷

豚・馬、家さん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等と肉骨粉等以外のものとを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷は、肥料の生産業者が、以下に掲げる手続きを行い、肥料原料用の豚・馬、家さん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等のみを購入していることが確認できる場合の出荷に限る。

- ① 肉骨粉等については豚・馬、家さん及び海産ほ乳動物のみに由来し、別記様式第5号の肉骨粉等供

給管理票が添付されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。

- ② 原料である豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の供給を受けた場合にあっては、遅滞なく添付されている肉骨粉等供給管理票により、供給された原料の内容、数量等を確認し、肉骨粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付すること。

(3) 2の(3)に係る製造及び出荷

牛由来の原料を原料とする特殊肥料の生産の届出を行ったもの又は普通肥料の肥料登録を受けたものであること。

4 帳簿の記載

- (1) 肥料の生産業者は、肥料を生産したときは、その生産する事業場ごとに備え付ける帳簿に、2の一時停止の要請を解除する事項及び3の解除に当たっての条件を確認できるよう、毎日、その名称及び数量を記載するものとする。
- (2) 肥料の生産業者又は販売業者は、原料若しくは肥料を購入し又は肥料を生産業者若しくは販売業者に販売したときは、その生産又は販売を行う事業場ごとに備え付ける帳簿に、2の一時停止の要請を解除する事項及び3の解除に当たっての条件を確認できるよう、その都度、肥料の原料又は肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載するものとする。

5 製造基準に適合する製造事業場の公表

センターは、別記様式第2号による確認書を交付した製造事業場についてセンターのホームページに公表するものとする。

⑩ **肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）**
抜粋

第1 農林水産大臣による製造工程の確認について

1 対象となる肥料について

- (1) 農林水産大臣の確認を受ける製造工程について

牛由来の原料を原料として生産される肥料の製造工程は、平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件。以下「管理措置告示」という。）第2項に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料加工工程確認」という。）の対象となる。

また、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を原料とする肥料の製造工程は、昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）若しくは（ロ）又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表若しくは12の表その他の制限事項の欄に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料確認」という。）の対象から除かれている。

他方、牛の肉、骨及び臓器のうち、食肉加工場等の食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さを原料とする肥料の製造工程は、原料確認を要することとなる。

- (2) 管理措置告示に規定する措置が行われた肥料を原料とする肥料について

牛由来の原料を原料とする肥料の製造業者は、原料となる牛由来の原料を原料とする肥料について、管理措置告示第1項又は第2項に規定する措置が行われた肥料のみを原料とし、かつ、新たに牛由来の原料を原料としない場合に限り、製造する牛由来の原料を原料とする肥料に新たに管理措置告示に規定する措置（以下「管理措置」という。）を行うことを要しない。

他方、原料となる牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置告示第1項又は第2項に規定する措置が行われていない場合又は新たに牛由来の原料を原料とする場合にあっては、製造する牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置を行うことを必要とする。

なお、管理措置告示第1項又は第2項の措置を行っていない牛由来の原料を原料とする肥料を、指定

配合肥料の原料として使用することはできない。

(3) 原料確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料について

原料確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造業者は、牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を除く。以下同じ。）を原料とする肥料について、原料確認を受けた工程で製造された肥料のみを原料とする場合に限り、原料確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造工程については、原料確認を要さないものとする。

(4) 牛由来の原料を原料とする肥料の輸入について

ア 牛由来の原料を原料とする肥料の輸入業者は、当該肥料の輸入に当たっては、原料に特定部位及び脊柱（牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）をいう。以下同じ。）が含まれていないこと並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて及び当該肥料が家畜衛生条件を締結した国及び施設からの肥料である場合にあっては、そのことを証明する製造国（肥料を製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写し（以下「輸出国証明書」という。）を肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき提出する特殊肥料の輸入業者届出書、法第6条第1項の規定に基づき提出する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は法第12条第2項若しくは第3項の規定に基づき提出する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書に添付するものとする。

また、輸入した牛由来の原料を原料とする肥料を肥料の製造業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

なお、肥料の輸入業者は、輸出国証明書を確認することのほか、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等の関係法令に照らし、輸入する肥料が輸入可能なものであることを確認するものとする。

牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする肥料（たん白質を含まないものに限る。以下同じ。）の輸入業者は、法第22条第1項に規定する当該肥料の輸入の届出、法第6条第1項に規定する登録若しくは仮登録の申請又は法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請の際に、輸出国証明書及び第2りん酸カルシウム又はアミノ酸がたん白質を含まないことについて証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写しを添付するものとする。

イ 外国において本邦に輸出される牛由来の原料を原料とする普通肥料の生産業者（以下「外国生産業者」という。）は、法第33条の2第1項に規定する当該肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第33条の2第6項により準用される法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請に当たっては、輸出国証明書を添付するものとする。

牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする普通肥料の外国生産業者は、法第33条の2第1項に規定する当該肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第33条の2第6項により準用される法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請の際に、輸出国証明書及び第2りん酸カルシウム又はアミノ酸がたん白質を含まないことについて証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写しを添付するものとする。

(5) と畜場法第14条の検査を経ていない牛について

牛の部位を原料とする肥料の製造工程において、その部位が混合されてはならないとされている「と畜場法第14条の検査を経ていない牛」とは、農家でへい死した牛など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経ていない牛をいう。このような牛は、頭部、脊髄等の特定部位を完全に除去することが困難であり、また、脊柱も含まれることから、当該牛の部位を肥料の原料として利用することを禁止したものである。

2 製造工程の確認手続について

- (1) 原料加工工程確認又は原料確認（以下「大臣確認」という。第1の3に規定する変更の確認を除く。）を受けようとする牛由来の原料を原料とする肥料の製造業者は、別記様式第1号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して確認申請を行うものとする。
- (2) (1) の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が原料加工工程確認にあっては別紙基準1

の「牛由来の原料を原料とする肥料の製造工程（原料加工工程）に関する基準」、原料確認にあつては別紙基準2の「牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準」（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。

- (3) 大臣確認を受けた牛由来の原料を原料とする肥料の製造業者（以下「確認製造業者」という。）は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2)の通知に係る確認書（以下「確認書」という。）をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア 確認製造業者は、その大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、センターを経由して農林水産大臣に変更確認申請を行うものとする。

イ アの変更確認申請があつたときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。

ウ 確認製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、確認書をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

(2) 製造基準への不適合に伴う確認書の返納

確認製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るとともに、確認書を返納するものとする。

(3) その他の変更

確認製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

第2 製造設備の故障等についての対応

確認製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに牛の部位を原料とする肥料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターを経由して農林水産大臣に報告するものとする。

第3 特殊肥料の生産業者の届出について

1 管理措置告示に基づく管理措置について

牛由来の原料を原料とする特殊肥料の生産業者は、原料加工工程確認を受けた製造工程により牛由来の原料を原料とする特殊肥料を製造する事業場にあつては当該肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあつては管理措置を行う旨又は原料となる牛由来の原料を原料とする肥料が管理措置が行われたものである旨を記載した書類を、法第22条第1項に規定する特殊肥料の生産業者の届出の際に提出するものとする。

なお、牛由来の原料を原料とする特殊肥料は、管理措置が行われたものでなければ、生産することはできない。

2 原料確認について

確認製造業者は、原料確認を受けた製造工程により牛の部位を原料とする特殊肥料を製造する事業場にあつては当該肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあつては、原料となる牛の部位を原料とする肥料が原料確認を受けた工程で製造された肥料である旨を記載した書類又は原料となる肥料の輸出国証明書、法第22条第1項に規定する特殊肥料の生産業者の届出の際に提出するものとする。

なお、牛の部位を原料とする特殊肥料は、原料確認を受けた工程により製造されたものでなければ生産することはできない。

第4 普通肥料の登録申請等について

1 管理措置告示に基づく管理措置について

牛由来の原料を原料とする普通肥料の生産業者は、法第6条第1項の規定により提出する肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は法第12条第2項若しくは第3項の規定により提出する肥料の登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書（以下「肥料登録申請書等」という。）における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置が行われている旨を記載することとする。

また、原料加工工程確認を受けた製造工程により牛由来の原料を原料とする普通肥料を製造する事業場
にあつては、当該肥料の確認書の写しを法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請
又は法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請（以下「肥料
登録申請等」という。）の際に提出するものとする。

なお、牛由来の原料を原料とする普通肥料は、管理措置が行われたものでなければ、登録若しくは仮登
録又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新はできない。

2 原料確認について

確認製造業者は、肥料登録申請書等における生産工程の概要において、生産する肥料が原料確認を受け
ている旨又は原料となる、牛の部位を原料とする肥料が原料確認を受けている旨を記載するものとする。

また、原料確認を受けた製造工程により牛の部位を原料とする普通肥料を製造する事業場にあつては当
該肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあつて原料となる肥料に輸出国証明書が添付されているも
のは輸出国証明書を、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

なお、牛の部位を原料とする普通肥料は、原料確認を受けた工程により製造されたものでなければ、登
録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新はできない。

第5～6 （略）

第7 管理措置告示附則第2項に規定する汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置について

管理措置告示附則第2項の「汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置（管理措置告示第1項から第
3項までの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）」は、「と畜場から排出さ
れる汚泥の肥料利用について（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長
通知）」第1の1に規定する措置とする。

第8～10 （略）

（別紙基準1）

牛由来の原料を原料とする肥料の製造工程（原料加工工程）に関する基準

第1 生産業者の確認基準

1 製造条件

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、
牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれら
の家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件。以下「管理措置告示」と
いう。）第2項に規定する原料の加工を行う場合にあつては、行う措置に対応する以下の条件を満たすこ
と。

（1）炭化（管理措置告示第2項第1号）

当該肥料の原料を、空気を遮断し800℃以上で8時間以上加熱を行うこと。

（2）灰化（焼成）（管理措置告示第2項第2号）

当該肥料の原料を、空気の流通下で1000℃以上で燃焼を行うこと。

（3）熔融（管理措置告示第2項第3号）

当該肥料の原料を、1000℃以上で熔融を行うこと。

（4）アルカリ処理（管理措置告示第2項第4号）

当該肥料の原料を、水酸化ナトリウム溶液又は水酸化カリウム溶液と混合し、混合後の溶液中の水酸
化ナトリウム又は水酸化カリウムの最終濃度2.3mol/L以上及び85℃以上の状態で、1時間以上の処理を
行うこと。

（5）蒸製（管理措置告示第2項第5号）

当該肥料の原料を、133℃以上及び3気圧以上の状態で20分間以上蒸製を行うこと。

2 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造条件及び製造数量を帳簿に記録すること。また、記
録については、8年間保存すること。

3 製造管理者

製造事業場に、当製造基準に基づき、製造が適切に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

第2 輸入業者の確認基準

1 輸入先の製造事業場の基準

管理措置告示第2項に規定する原料の加工を行う肥料を製造する製造事業場は①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の製造事業場は、第1の1の製造条件を遵守すること。

② 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。

③ 輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することについて製造国（肥料を製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。

④ 輸入先の製造事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

2 輸入業者の基準

管理措置告示第2項に規定する原料の加工が行われた肥料の輸入業者は以下の条件を満たすこと。

(1) 販売荷口ごとに、製造基準に適合することを証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。

(2) 輸入業者は、適切に輸入に関する帳簿を備え、記録を8年間保存すること。

第3 登録外国生産業者の確認基準

1 製造条件

輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。

2 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造条件及び製造数量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

3 製造管理者

製造事業場に、当製造基準に基づき、製造が適切に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

(別紙基準2)

牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準

1 原料受入れに係る基準

(1) 収集先

肥料の原料として用いる牛の部位は、別添1の「牛の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準」(以下「原料確認基準」という。)の要件を満たし(4)①の一及び三の契約を締結した原料収集先からの原料であって原料供給管理票が付されたもの又は(4)①の二及び三の契約を締結した原料収集先から供給される原料のみを受け入れること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。

(2) 原料の輸送

原料確認基準の2を満たして輸送された原料のみを受け入れること。

(3) 原料受入時の品質管理

① 原料受入時に、受入原料に牛(月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。))を除く。)の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない牛の部位(以下「脊柱等」という。)が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

- ② また、牛の部位（脊柱等を除く。）の供給を受けている原料収集先からの原料については、当該原料収集先が脊柱等の供給を受けていない者であることを確認するとともに、当該原料収集先と（４）①の二及び三の契約を締結していることを確認し、帳簿に記載すること。
- ③ 確認した原料供給管理票又は帳簿は８年間保存すること。
- （４）原料収集先との契約
 - ① 原料収集先（原料収集にかかわる者を含む。）と一又は二のいずれか及び三を内容とする契約を締結すること。
 - 一 原料収集先が、原料確認基準を満たすこと。
 - 二 原料収集先が、脊柱等を受け入れないこと。
 - 三 原料収集先が、牛の部位を原料とする肉骨粉の生産業者の求めに応じて、契約内容の実施状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該実施状況の確認に農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が同行することを認めること。
 - ② 当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

2 製造に係る基準

（１）製造方法

- ① 牛の部位を原料とする肥料の製造工程は、１の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。
- ② 牛の部位を原料とする肥料の製造工程においては、１の要件を満たす原料以外のものを混入しないようにすること。
- ③ 牛の部位を原料とする肥料の製造に用いる器材は専用化すること。

（２）製造記録

- ① 牛の部位を原料とする肥料の製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。
- ② ①の帳簿については８年間保存すること。

3 製品出荷に係る基準

- （１）牛の部位を原料とする肥料の出荷に当たっては、１の要件を満たす原料以外の原料から製造されたものが混入しないようにすること。
- （２）牛の部位を原料とする肥料の生産業者は、出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記載すること。また、当該帳簿その他出荷に係る記録については、８年間保存すること。
- （３）原料を管理するための帳簿の記録等の措置が十分に行われていない生産業者等に対しては、原料肥料を出荷しないこと。

4 製品輸送に係る基準

牛の部位を原料とする肥料は専用の輸送容器を用いて輸送すること。

5 製造・品質管理者

牛の部位を原料とする肥料の生産業者は、製造・品質管理者を設置し、原料の受入れから製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質を実地に管理すること。また、製造・品質管理の実施状況を記録し、８年間保存すること。

（別添１）

牛の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準

1 原料となる牛の部位を扱う事業場

- （１）原料となる牛の部位（以下「副産物原料」という。）には、牛（月齢が３０月以下の牛（出生の年月日から起算して３０月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下「脊柱」という。）及びと畜場法（昭和２８年法律第１１４号）第１４条の検査を受けていない牛の部位（以下「脊柱等」という。）が含まれていないこと。
- （２）副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。

- (3) 脊柱の脱骨が行われている場合は、脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。これにより難しい場合は、30月齢以下の牛に由来する脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下の牛に由来する脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨作業の前に行われること。当該特定の場所の作業上容易に脊柱を投入できる位置に脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され脊柱はその容器で保管されていること。
- (4) 副産物原料に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が交付されること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。
- (6) 副産物原料を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、副産物原料と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。
- (7)(1) から(6)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されている副産物原料のみが出荷されているとともに、定期的に確認・記録されていること。

2 副産物原料の輸送

- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器が脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等が混入しないように輸送されていること。
- (2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。
- (3) 輸送車には、原料供給管理票が携行されていること。

⑪ と畜場から排出される汚泥の肥料利用について（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知） 抜粋

第1 汚泥肥料の生産業者（汚泥肥料を生産すると畜場の設置者又は管理者を含む。以下同じ。）が実施すべき措置

1 汚泥肥料の生産業者は、次に掲げる措置を講ずることとする。

(1) 帳簿の管理等

汚泥又は汚泥肥料を引き受け、又は引き渡したときは、各月ごとに、以下の項目を別記様式第1号に記載し、2年間保存すること。

①汚泥又は汚泥肥料を引き受けた場合

- ア 引受年月日
- イ 引受元の事業者名
- ウ 引受元の事業者の住所及び電話番号
- エ 汚泥肥料にあつては、その名称及び登録番号
- オ 引受時の形態
- カ 引受量

②汚泥肥料を引き渡した場合

- ア 引渡年月日
- イ 引渡先の事業者
- ウ 引渡先の事業者の住所及び電話番号
- エ 汚泥肥料の名称及び登録番号
- オ 引渡量
- カ 引渡先が農家の場合にあつては、牛の放牧地、採草地及び牛の飼料に用いられる作物を生産している飼料畑等（以下「放牧地等」という。）の所有の有無

(2) 引受元及び引渡先等に関する報告

(1)により記載した帳簿の写しを、翌月の10日までに、別紙に基づき、その所在地を所管する地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出すること。

(3) 引受元及び引渡先に対する説明及び承諾

①汚泥又は汚泥肥料の引受け又は引渡しにあたり、

- ア (2)により帳簿の写しを地方農政局長に提出すること
- イ その際、当該汚泥又は汚泥肥料の引受元又は引渡先に関する個別の情報については、意図しな

いにかかわらず家畜が摂食することを防止する措置（以下「摂食防止措置」という。）の徹底に必要な流通実態の把握のみを目的として使用し、公開しないことを説明した上で、当該引受元及び引渡先の承諾を得ること。

- ②汚泥肥料を引き渡す場合は、引渡先に対して、汚泥肥料の施用について、確認書（別記様式第2号）の各項目の内容を説明するとともに、引渡先から当該確認書の提出を受け、（2）の帳簿の写しとともに地方農政局長に提出すること。
- （4）汚泥肥料の生産業者は、昭和59年3月16日農林水産省告示第701号（肥料取締法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件）に基づき、当該肥料の容器又は包装に、家畜等の口に入らないところで保管・使用する旨の表示をすること。
- 2 地方農政局長は、1の（2）及び（3）の②の提出を受けたときには、その写しを農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に送付する。
- 3 センターは、汚泥肥料の生産業者の事業場等に立入検査を行った際に、肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号）第19条の2の規定に基づき、1の（4）の表示が適正になされているか確認し、表示の徹底を図ることとする。

第2 汚泥肥料の販売業者が実施すべき措置

1 肥料の販売業者は、次に掲げる措置を講ずることとする。

（1）帳簿の管理

汚泥肥料を引き受け、又は引き渡したときは、各月ごとに、以下の項目を別記様式第3号に記載し、2年間保存すること。

①汚泥肥料を引き受けた場合

- ア 引受年月日
- イ 引受元の事業者名
- ウ 引受元の事業者の住所及び電話番号
- エ 汚泥肥料の名称及び登録番号
- オ 引受量

②汚泥肥料を引き渡した場合

- ア 引渡年月日
- イ 引渡先の事業者名
- ウ 引渡先の事業者の住所及び電話番号
- エ 汚泥肥料の名称及び登録番号
- オ 引渡量
- カ 引渡先が農家の場合にあっては、放牧地等の所有の有無

（2）引受元及び引渡先等に関する報告

（1）により記載した帳簿の写しを、翌月の10日までに、その所在地を所管する都道府県知事（以下「知事」という。）に提出すること。

（3）引受元及び引渡先に対する説明及び承諾

①汚泥肥料の引受け又は引渡しにあたり、

- ア （2）により帳簿の写しを知事に提出すること
- イ その際、当該汚泥肥料の引受元又は引渡先に関する個別の情報については、摂食防止措置の徹底に必要な流通実態の把握のみを目的として使用し、公開しないことを説明した上で、当該引受元及び引渡先の承諾を得ること。

②汚泥肥料を引き渡す場合は、引渡先に対して、汚泥肥料の施用について、確認書（別記様式第2号）の各項目の内容を説明するとともに、引渡先から当該確認書の提出を受け、（2）の帳簿の写しとともに知事に提出すること。

2 知事は、1の（2）及び（3）の②の提出を受けたときは、その写しを当該都道府県の区域を所管する地方農政局長に送付すること。また、当該地方農政局長は、その送付を受けたときは、その写しを消費・安全局長に送付すること。

II 供給管理票、申請書等の様式及び記載例

(原料供給管理票の様式及び記載例)

原料供給管理票	
副産物原料の供給業者の氏名 又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 確認責任者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目
供給する原料の種類	牛脊柱除外済み牛副産物
出荷年月日	平成〇〇年〇月〇日
出荷数量	〇〇 k g

(注) 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛の脊柱が含まれていないことを明記すること。

(肥料原料供給管理票の様式及び記載例)

肥料原料供給管理票	
原料肥料生産業者等の氏名又は名称及び住所	××株式会社 東京都××区××町
国内管理人の氏名又は名称及び住所（外国生産肥料の場合に限る。）	〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町
肥料の種類	肉骨粉
肥料の名称	25肉骨粉
荷姿、数量	〇〇kg TB袋、2袋 計 〇〇kg
譲渡又は引渡年月日	平成〇〇年〇月〇日
製造事業場及び保管する施設の名称及び住所	××株式会社××工場 ××県××市××丁目
出荷の責任者	職名・氏名 印
譲渡等を受けた生産業者等の氏名又は名称及び住所	△△肥料株式会社 東京都△△区△△町
譲渡又は引渡年月日	平成〇〇年〇月〇日
譲渡等がされた肥料の使用目的	原料肥料として販売
入荷の責任者	職名・氏名 印
管理措置	

(別紙)

譲渡又は引渡しを行う生産業者等の氏名又は名称及び住所	△△肥料株式会社 東京都△△区△△町
肥料の種類	肉骨粉
肥料の名称	25肉骨粉
荷姿、数量	〇〇kgTB袋、2袋 計 〇〇kg
譲渡又は引渡年月日	平成〇〇年〇月〇日
製造事業場又は肥料を保管する施設の名称及び住所	△△肥料株式会社△△工場 ××県××市××丁目
出荷の責任者	職名・氏名 印

譲渡等を受けた生産業者等の氏名又は名称及び住所	□□肥料株式会社 □□県□□市□□町
譲渡又は引渡年月日	平成〇〇年〇月〇日
譲渡等がされた肥料の使用目的	当社登録肥料の原料として使用
入荷の責任者	職名・氏名 印
管理措置	・摂取を防止する材料を使用 ・化成肥料等との混合

記入上の注意

- ・太枠上段は、譲渡又は引渡し（以下「譲渡等」という。）を行う生産業者等が記入すること。
- ・太枠下段は、譲渡等を受けた生産業者等が記入すること。
- ・外国生産肥料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第33条の2第1項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料をいう。
- ・管理措置を行った生産業者は、管理票の管理措置欄に行った管理措置を記載し、当該管理票を肥料原料生産業者に送付すること。（登録外国生産肥料については、国内管理人に送付すること。）
- ・譲渡等を受けた肥料を他の生産業者等に譲渡等を行う生産業者等は、出荷先ごとに別紙を作成し、管理票（小分けをした場合はその写し）に添付して譲渡等を行うこと。

調査票（大臣確認を実施する事業場ごとに作成すること）

事業場の所在地： _____
事業場名： _____
代表者の役職及び氏名： _____
本社所在地： _____

1 原料受入れに係る基準

(1) 収集先について

① 契約状況

契約内容 特定部位等取扱業者用 **別添1**
特定部位等取扱いのない業者用 **別添2**
収集業者用 **別添3**

原料収集先

- ・ 30月齢を超える牛脊柱を分別する事業場
_____事業場数 うち契約済み 事業場数_____
- ・ 脊柱の取扱いがあるが、全て廃棄する事業場
_____事業場数 うち契約済み 事業場数_____
- ・ 全ての脊柱を取扱わない事業場
_____事業場数 うち確認書取交わし済み 事業場数_____
- ・ 収集業者との契約状況
脊柱等の特定部位を輸送する収集業者数 _____
脊柱等の特定部位を取扱わない収集業者数_____
_____社 うち契約済み収集業者数_____社
- ・ 原料収集先の契約内容履行状況の確認事業場数
契約済み 事業場数_____ うち 確認済み_____
確認書取交わし済み 事業場数_____ うち 確認済み_____
- ・ 契約締結終了予定 平成____年____月____日頃
- ・ 確認書取交わし終了予定 平成____年____月____日頃

② リストの作成

- ・ 原料収集先の契約内容等の履行状況確認後、全ての収集先についてリストを作成し、適否（確認年月日）を記載すること。
- ・ 収集先リスト作成予定 平成____年____月____日頃

(2) 原料の輸送（輸送容器の形状・容量・専用化及び特定部位の混載状況）

① 30月齢以下の牛の脊柱等を含む肥料用原料

② 脊柱等の取扱いのない事業場からの肥料用原料

③ 牛の脊柱等の取扱いはあるが廃棄するため、脊柱等が含まれない肥料原料

(3) 原料受入れに係る帳簿様式 別添4

2 製造に関する基準

(1) 製造方法 製造フロー 別添5

平面図 別添6

特定部位等処理する工程との分離状況（導線等平面図に記載も可）

牛の部位を原料とする肥料以外の製造品目

(2) 製造に係る帳簿様式 別添7

3 製品出荷に係る基準

(1) 製品出荷に関する帳簿様式 別添8

(2) 肥料原料供給管理票様式 別添9

(3) 出荷を予定している肥料製造事業場

4 製品輸送に関する基準

製品輸送容器の専用化状況

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者の設置状況

役職名：

氏名：

6 その他

(1) 大臣確認手続き担当窓口

担当者 役職名：

氏名：

(2) 事業場への交通手段等

最寄り駅及び駅からの交通手段等

事業場周辺の地図 別添10

別記様式第1号（申請書様式）

○年○月○日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の事業場における製造工程について、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）
又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）までの表又は12の表

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項
の規定による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認を求める肥料の種類
- 4 確認を求める管理措置（原料加工工程確認を求める場合）

備考：1 原料確認を求める場合は、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 原料収集先の一覧表（別添）
 - (2) 原料収集先と締結した契約書の写し
 - (3) 製造工程の図面（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位又は牛の脊柱を処理する工程を併設している等の場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）
- 2 原料加工工程確認を求める場合は、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 製造工程の図面
 - (2) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第56条に基づく第1種圧力容器設置届（写し）（蒸製装置について確認をを求める場合）
 - (3) 処理能力が確認できる焼却・炭化施設の設計図（熱分解又は燃焼装置について確認をを求める場合）
- 3 正本1部及び副本2部を提出すること。
- 4 （ ）内の記載については、確認を求める肥料の種類や確認内容に対応する規定について記載する。

(別添)

原料収集先の一覧表

確認申請業者名及び事業場の名称 _____
確認申請業者連絡先（電話番号） _____

業 種	業者名及び事業場の名称	事業場の住所	備 考

(注)

- 1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認申請業者名及び事業場の名称」及び「確認申請業者連絡先」は、2枚目以降には記載不要。
- 2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食品製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載。
- 3 備考欄には、当該原料収集先担当部署への電話番号等連絡先を記載。

別記様式第2号（確認書様式）

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地

〇〇会社

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における製造工程については、
昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）
又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公
定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しく
は（2）の表5の（1）若しくは（2）までの表又は12の表
に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で あることを確認する。
ないことを通知する。

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号
ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生
産される肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を
予防するための措置を行う方法を定める件）第2項に規定する原料の加工工程で
あることを確認する。
ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認した肥料の種類
- 4 確認した管理措置（原料加工工程確認を行った場合）

年 月 日

農林水産大臣

印

備考：（ ）内の記載については、確認した肥料の種類や確認内容に対応する規定及び確
認結果について記載する。

別記様式第3号（製造工程変更申請様式）

○年○月○日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり変更したいので、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）までの表又は12の表

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項の規定による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地
- 3 確認を受けた肥料の種類
- 4 確認を受けた管理措置（原料加工工程確認を求める場合）
- 5 変更する事項
- 6 変更予定年月日

備考：1 添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

3 （ ）内の記載については、確認を求める肥料の種類や確認内容に対応する規定について記載する。

別記様式第4号（製造工程の変更に係る確認書様式）

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地

〇〇会社

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記の事業場における製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）までの表又は12の表に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で あることを確認する。

ないことを通知する。

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項に規定する原料の加工工程であることを確認する。

ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認した肥料の種類
- 4 確認した管理措置（原料加工工程確認を行った場合）

年 月 日

農林水産大臣

印

備考：（ ）内の記載については、確認した肥料の種類や確認内容に対応する規定及び確認結果について記載する。

別記様式第5号（返納届様式）

製造基準適合確認書返納届

○年○月○日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり牛由来の原料を原料とする肥料の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の（2）の規定により牛の部位を原料とする肥料の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認を受けた肥料の種類
- 4 確認を受けた管理措置（原料加工工程確認を受けた場合）
- 5 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 6 製造基準を満たすことができなくなった時期

別記様式第6号（原料収集先の追加、代表者・会社名等の変更届様式）

製造基準適合確認申請変更届

平成○年○月○日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の（3）の規定に基づき、年 月 日付けで確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更年月日

- 備考：1 原料収集先の変更の場合は、添付書類として変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
- 2 正本1部及び副本2部を提出すること。

【 肥料登録申請書様式記載例 】

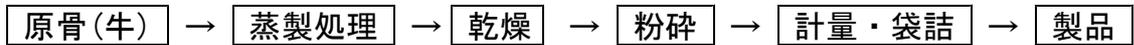
- 1 大臣確認を受けた工程により肉骨粉を製造し、肥料原料供給管理票を交付する場合

肥料登録申請書	
○年○月○日	
○○○知事 △△△△ 殿	○○県○○市○○ 1-2-3 △△肥料株式会社 ◇◇ ◇◇ 印
下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料取締法第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。	
記	
1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
2 肥料の種類 肉骨粉	
3 肥料の名称 【略】	
4 保証成分量その他の規格 【略】	
5 生産する事業場の名称及び所在地 【略】	
6 保管する施設の所在地 【略】	
7 肥料取締法施行規則第4条第1号から第3号までに掲げる事項	
第1号 生産工程の概要	
肉片、雑骨(牛) → レンダリング処理 → 乾燥 → 粉碎 → 計量・製品 → 製品	
備考：1 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。	
2 管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。	
第2号 該当なし	
第3号（材料の種類、名称及び使用量） 該当なし	

2 大臣確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合

7 肥料取締法施行規則第4条第1号から第3号までに掲げる事項

第1号 生産工程の概要



備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないこと及び蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

第2号 該当なし

第3号（材料の種類、名称及び使用量） 該当なし

3 大臣確認を受けた工程により肉かす粉末を製造し、摂取防止材を使用する場合

7 肥料取締法施行規則第4条第1号から第3号までに掲げる事項

第1号 生産工程の概要



備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

第2号 該当なし

第3号（材料の種類、名称及び使用量）

摂取防止材として、とうがらし粉末を製品重量当たり5%使用する。

Ⅲ 問い合わせ先

1 農林水産省等

担当部署	電話番号、FAX番号
消費・安全局 農産安全管理課 肥料企画班、肥料検査指導班	TEL 03-3502-5968 FAX 03-3580-8592
北海道農政事務所 安全管理課 【担当業務区域】北海道	TEL 011-642-5463 FAX 011-613-3795
東北農政局 消費・安全部 安全管理課 【担当業務区域】青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	TEL 022-221-6097 FAX 022-217-8432
関東農政局 消費・安全部 安全管理課 【担当業務区域】茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	TEL 048-740-0087 FAX 048-601-0548
北陸農政局 消費・安全部 安全管理課 【担当業務区域】新潟県、富山県、石川県、福井県	TEL 076-232-4106 FAX 076-261-9523
東海農政局 消費・安全部 安全管理課 【担当業務区域】岐阜県、愛知県、三重県	TEL 052-223-4670 FAX 052-220-1362
近畿農政局 消費・安全部 安全管理課 【担当業務区域】滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	TEL 075-414-9000 FAX 075-417-2149
中国四国農政局 消費・安全部 安全管理課 【担当業務区域】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	TEL 086-227-4302 FAX 086-224-4530
九州農政局 消費・安全部 安全管理課 【担当業務区域】福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	TEL 096-211-9140 FAX 096-211-9700
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課 【担当業務区域】沖縄県	TEL 098-866-1672 FAX 098-860-1195

2 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）

センター担当業務区域	所在地	担当課 電話番号 FAX番号
本部 【担当業務区域】茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県	〒330-9731 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟	肥飼料安全検査部 肥料管理課 TEL 050-3797-1854 FAX 048-601-1179
札幌センター 【担当業務区域】北海道	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目4番地1 札幌第二合同庁舎	肥飼料検査課 TEL 050-3797-2716 FAX 011-261-3637
仙台センター 【担当業務区域】青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第三合同庁舎	肥飼料検査課 TEL 050-3797-1893 FAX 022-295-0446
名古屋センター 【担当業務区域】富山県、石川県、岐阜県、愛知県、福井県、三重県	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 名古屋農林総合庁舎第二号館	肥料検査課 TEL 050-3797-1901 FAX 052-231-8569
神戸センター 【担当業務区域】滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目3番地7	肥料検査課 TEL 050-3797-1914 FAX 078-304-7426
福岡センター 【担当業務区域】山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	〒813-0044 福岡市東区千早3丁目11番15号	肥料検査課 TEL 050-3797-1920 FAX 092-682-2943

3 都道府県

都道府県名	担当部署名	住 所	電 話 番 号	FAX番号
北海道	北海道農政部 生産振興局 技術普及課 農業環境・バイオマスグループ	〒060-8588 北海道札幌市中央区 北3条西6丁目	011-204-5429 (内線27-837)	011-232-1091
青森県	青森県農林水産部 食の安全・安心推進課 環境農業グループ	〒030-8570 青森県青森市長島1- 1-1	017-734-9353	017-734-8086
岩手県	岩手県農林水産部 農業普及技術課 技術環境担当	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10 -1	019-629-5652	019-629-5664
宮城県	宮城県農林水産部 農産園芸環境課 環境保全班	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区 本町3-8-1	022-211-2846	022-211-2849
秋田県	秋田県農林水産部 水田総合利用課 農産・複合推進班	〒010-8570 秋田県秋田市山王4- 1-1	018-860-1788	018-860-3898
山形県	山形県農林水産部 農業技術環境課 生産環境担当	〒990-8570 山形県山形市松波2- 8-1	023-630-2461	023-630-2456
福島県	福島県農業総合センター 安全農業推進部 指導・有機認証課	〒963-0531 福島県郡山市日和田 町高倉字下中道116	024-958-1708	024-958-1727
茨城県	茨城県肥飼料検査所	〒310-0002 茨城県水戸市中河内 町966-1	029-221-3419	029-231-0667
栃木県	栃木県 農業環境指導センター	〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林 町1030-2	028-626-3086	028-626-3012
群馬県	群馬県農政部 技術支援課 生産環境室 農業環境保全係	〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1	027-226-3036	027-221-8681
埼玉県	埼玉県 病虫害防除所	〒360-0831 埼玉県熊谷市久保島 1372	048-521-9464	048-526-0217
千葉県	千葉県 農林総合研究センター 検査業務課	〒266-0006 千葉県千葉市緑区大 膳野町808	043-291-1875	043-291-1876
東京都	東京都家畜保健衛生所 肥飼料検査センター	〒190-0013 東京都立川市富士見 町3-20-28	042-524-6701	042-523-4287
神奈川県	神奈川県農業技術センター 病虫害防除部	〒259-1204 神奈川県平塚市上吉 沢1617	0463-58-0333 (内線393)	0463-59-7411
山梨県	山梨県農政部 農業技術課 有機農業・研究担当	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1618	055-223-1622
長野県	長野県農政部 農業技術課 環境農業係	〒380-8570 長野県長野市大字南 長野字幅下692-2	026-235-7222	026-235-8392

都道府県名	担当部署名	住所	電話番号	FAX番号
静岡県	静岡県経済産業部 農林業局 農山村共生課 農産環境班	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追 手町9-6	054-221-2749	054-221-2839
新潟県	新潟県農林水産部 農産園芸課 生産環境係	〒950-8570 新潟県新潟市中央区 新光町4-1	025-280-5296	025-280-5217
富山県	富山県農林水産部 農業技術課 エコ農業推進係	〒930-8501 富山県富山市新総曲 輪1-7	076-444-8292 (内線3896)	076-444-4409
石川県	石川県農林水産部 農業安全課 農業安全対策グループ	〒920-8580 石川県金沢市鞍月1- 1	076-225-1626	076-225-1628
福井県	福井県農林水産部 地域農業課 エコ農業・食 料安全グループ	〒910-8580 福井県福井市大手3- 17-1	0776-20-0419	0776-20-0651
岐阜県	岐阜県農政部 農産園芸課 クリーン農業係	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1111 (内線2664)	058-278-2692
愛知県	愛知県農林水産部 農業経営課 管理・肥料農薬取締グループ	〒460-8501 愛知県名古屋市中区 三の丸3-1-2	052-961-2111 (内線3661)	052-954-6931
三重県	三重県農林水産部 農産物安全課 環境農業班	〒514-8570 三重県津市広明町13	059-224-2543	059-223-1120
滋賀県	滋賀県農政水産部 農業経営課 環境保全担当	〒520-8577 滋賀県大津市京町4- 1-1	077-528-3842	077-528-4882
京都府	京都府農林水産部 食の安心・安全推進課 食の安全担当	〒602-8570 京都府京都市上京区 下立売通新町西入	075-414-5655	075-414-4982
大阪府	大阪府環境農林水産部 農政室推進課 地産地消推進グループ	〒559-8555 大阪府大阪市住之江 区南港北1-14-16 咲洲庁舎22階	06-6941-0351 (内線6744)	06-6614-0913
兵庫県	兵庫県農政環境部 農林水産局 農産園芸課 農産班	〒650-8567 兵庫県神戸市中央区 下山手通5-10-1	078-341-7711 (内線4074)	078-362-4092
奈良県	奈良県農林部 農業水産振興課 環境係	〒630-8501 奈良県奈良市登大路 町30番地	0742-27-7442	0742-22-9521
和歌山県	和歌山県農林水産部 農業生産局 果樹園芸課 農業環境・鳥獣害対策室	〒640-8585 和歌山県和歌山市小 松原通1-1	073-432-4111 (内線 2905, 2913)	073-428-3072
鳥取県	鳥取県生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課	〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1- 220	0857-26-7185	0857-26-8171
島根県	島根県農林水産部 食料安全推進課 農産物安全グループ	〒690-8501 島根県松江市殿町1	0852-22-5138	0852-22-6043

都道府県名	担当部署名	住 所	電 話 番 号	FAX番号
岡山県	岡山県農林水産部 農産課 安全農業推進班	〒700-8570 岡山県岡山市北区内 山下2-4-6	086-226-7422	086-224-1278
広島県	広島県農林水産局 農業産地推進課 食品安全グループ	〒730-8511 広島県広島市中区基 町10-52	082-228-2111 (内線3585)	082-223-3566
徳島県	徳島県農林水産総合技術支 援センター 経営推進課 安全安心農業室	〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1-1	088-621-2432	088-621-2858
香川県	香川県農政水産部 農業経営課 環境・植物防疫グループ	〒760-8570 香川県高松市番町4- 1-10	087-832-3411	087-806-0203
愛媛県	愛媛県農林水産部 農業振興局 農産園芸課	〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4-4-2	089-912-2555	089-941-0526
高知県	高知県農業振興部 環境農業推進課	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 1-7-52	088-821-4861	088-821-4536
山口県	山口県農林水産部 農業振興課 農業技術班	〒753-8501 山口県山口市滝町 1 - 1	083-922-3111 (内線3366) (直)083-933-3366	083-933-3399
福岡県	福岡県農林水産部 経営技術支援課 生産資材係	〒812-8577 福岡県福岡市博多区 東公園7-7	092-651-1111 (内線3966, 3967) (直)092-643-3572	092-643-3516
佐賀県	佐賀県生産振興部 園芸課 環境保全型農業担当	〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1- 1-59	0952-24-2111 (内線2334~6) (直)0952-25-7120	0952-25-7308
長崎県	長崎県農林部 農業経営課 環境班	〒850-8570 長崎県長崎市江戸町 2-13	095-824-1111 (内線2933) (直)095-895-2933	095-895-2591
熊本県	熊本県農林水産部 生産局 農業技術課 植物防疫・農薬監視班	〒862-8570 熊本県熊本市中央区 水前寺6-18-1	096-383-1111 (内線5357) (直)096-333-2381	096-381-8491
大分県	大分県農林水産部 おおいたブランド推進課 農業安全推進班	〒870-8501 大分県大分市大手町 3-1-1	097-536-1111 (内線3632)	097-506-1761
宮崎県	宮崎県農政水産部 営農支援課 食の消費・安全推進室 環境保全農業担当	〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7132	0985-26-7325
鹿児島県	鹿児島県農政部 食の安全推進課 生産環境係	〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨 池新町10-1	099-286-2111 (内線2893) (直)099-286-2891	099-286-5588
沖縄県	沖縄県農林水産部 営農支援課 農業環境班	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1- 2-2	098-866-2280	098-866-2309

登録関係窓口等は、下記のアドレス（FAMICのホームページ）にも掲載されています。

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_1st/2_3.htm